

管理番号	資料名	頁	章	節	細節	項	目	項目名	質問	回答	回答日
001	要求水準書	20	II	2	2.2			事前調査	今回の事業用地における現況測量図をご提示願います。また敷地及び全体配置図のCADデータをご提示願います。	今回の事業用地における現況測量図については必要に応じて受注者にて作成をお願いします。また、敷地及び全体配置図については、入札説明書P.16の「別紙 参考図書リスト」に記載の「場内一般平面図」のCADデータを貸与しますので、資料閲覧及び借用の申し込みをしてください。	令和5年2月27日
002	要求水準書	20	II	2	2.2	1)		事前調査	「受注者は、「I 4.1. 関係法令」に基づき、自らの責任及び費用において、本工事に必要な調査（以下「各種調査等」という）を行うこと」とありますが、当該用地において、別紙7の新炉建設予定地残置杭図（参考図）以外に埋設物は無いものと考えてよろしいでしょうか。なお、残置杭以外に埋設物や地中障害物が発見された場合、発生した移設及び撤去処分費は、別途精算いただけるものと考えてよろしいでしょうか。また、埋設物や地中障害物の撤去処分が必要となる工事期間を確保する為の工期変更はご対応いただけるものと考えてよろしいでしょうか。	埋設物及び地中障害物の調査については、受注者の責任及び費用において実施するものとします。調査の結果、要求水準書に示したものの他に埋設物及び地中障害物が発見された場合の対応は別途発注者と協議するものとします。	令和5年2月27日
003	要求水準書	22	II	2	2.4	1	(5)	施工管理	「受注者は、中央水みらいセンター内において発注者が発注したその他の工事との調整を率先して行い、その他の工事の円滑な施工に協力すること。」とありますが、受注者が工事を実施する上で発注者が発注したその他の工事と必要となる調整事項（施工方法、安全対策等）を検討する為、工事期間及び工事場所、工事内容の情報をご提示願います。	その他の工事の工事期間及び工事場所、工事内容については、受注後確定次第、発注者より提示します。	令和5年2月27日
004	要求水準書	22	II	2	2.4	1	(5)	施工管理	「本工事の対象用地は狭小であるため、中央水みらいセンター内の仮置き場を構造物取壊し殻の仮置きなどに使用することは可能である。」とありますが、受注者が使用可能な仮置き場には、仮設事務所、資材置き場、工事関係車両の駐車等の工事利用も可能と考えてよろしいでしょうか。また受注者が使用可能な仮置き場について詳細な場所及び範囲（面積等）の情報をご提示願います。なお、本工事の対象用地が狭小であることから工事で使用する重機や工事車両は周辺の構内道路に配置可能と考えてよろしいでしょうか。	第1文はご理解のとおりです。第2文及び第3文については受注後に発注者と協議するものとします。	令和5年2月27日
005	要求水準書	24	II	2	2.4	1	(9)	水道光熱電力料	「工事施工及び点検整備 業務 に必要となる水道光熱電力料については、その一切を受注者負担とする。」とありますが、工事上で必要となるユーティリティ（上水、排水、電気）の引き込み及び接続点に関する情報をご提示願います。	受注後に発注者と協議するものとします。	令和5年2月27日
006	要求水準書	8 26	I II	4 2	3 4.2	(1)	1)	関係仕様書等 共通事項	26頁において、「(1)共通事項1)適用 機械・電気工事において、要求水準書等の優先順位は①質問回答書②要求水準書③請負必携等とする。」とあります。 その一方で、 8頁において、「本事業の実施にあたり「II 2.4.2(1) 1) 適用」 「II 2.4.3(1) 適用」に示す図書に準拠するとともに、最新版の以下の仕様書について準拠する。 ・機械設備工事一般仕様書 ・電気設備工事一般仕様書 ・機械設備工事標準仕様書 ・電気設備工事標準仕様書 (一財) 下水道事業支援センター なお、請負必携等は大阪府都市整備部のホームページに掲載している。」と記載があります。 この8頁に記載の「以下の仕様書に準拠する。」とは、26頁に記載の優先順位③に該当するとの理解でよろしいでしょうか。	要求水準書P.8に記載の「以下の仕様書に準拠する。」とは、P.26に記載の優先順位③に該当いたします。ただし、③請負必携等については、大阪府都市整備部のホームページに掲載している請負必携等を優先とします。 なお、要求水準書P.8「4.3. 関連仕様書等」に記載の仕様書名の一部に誤りがありましたので、次のとおり訂正します。 (誤) 電気設備工事一般仕様書、機械設備工事標準仕様書、電気設備工事標準仕様書 (正) 電気設備工事一般仕様書・同標準図、機械設備標準仕様書、機械設備特記仕様書、電気設備工事特記仕様書	令和5年2月27日
007	要求水準書	34	II	2	2.6		3)	上水に関する条件	取合条件について「既設上水管40A（1号焼却用地内）」とありますが、取り合い位置及び高さの詳細をご教示願います。	入札説明書P.16の「別紙 参考図書リスト」に記載の資料にて確認をお願いします。	令和5年2月27日
008	要求水準書	36	II	2	2.6		8)	排水に関する条件	取合条件について「②2号焼却炉 ・場内排水柵×2（2号焼却炉用地内）」とありますが、該当する場内排水柵の仕様・サイズ等の詳細をご教示願います。	入札説明書P.16の「別紙 参考図書リスト」に記載の資料にて確認をお願いします。	令和5年2月27日

管理番号	資料名	頁	章	節	細節	項目	項目名	質問	回答	回答日
009	要求水準書	39	II	3	3.1	2)	汚泥焼却設備	将来受入る可能性のあるしさ・沈砂の性状ならびに受入量、混焼量の計画をご教示願います。 また、受入時の形態（トラック搬送orコンテナ搬送）についてもご教示願います。	しさ・沈砂の受入れ性状、受入量、混焼量は受注後に発注者と協議するものとします。 受入れはトラック搬送を想定しています。	令和5年2月27日
010	要求水準書	39	II	3	3.1	4)	廃熱回収設備	リン焼結対策を行うため、脱水汚泥中の無機成分分析結果（蛍光X線分析結果など）について、年間変動が確認できる資料をご提示願います。	脱水汚泥中の無機成分分析結果については、入札説明書P.16の「参考図書リスト」の資料とあわせて提供しますので、資料閲覧及び借用の申し込みをしてください。 なお、既に「参考図書リスト」の資料の閲覧及び借用の申し込みをされた方の内、脱水汚泥中の無機成分分析結果の提供を希望される方は、再度、資料閲覧及び借用の申し込みをしてください。	令和5年2月27日
011	要求水準書	40	II	3	3.1	6)	排煙処理設備	水銀等の有害物質について、排水処理側への排出基準を定めていただければご教示ください。	水銀等の有害物質について、排水処理側への排出基準は定めておりません。ただし、排水水質については、要求水準書P.36の「8) 排水に関する条件」のとおりとします。	令和5年2月27日
012	要求水準書	40	II	3	3.1	7)	焼却灰貯留、搬出設備	貯留、搬出設備に焼却灰が投入される前段階で、粉じんが飛散しない対策を行った場合、防塵室は設けなくてよいとの認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。ただし、要求水準書P.5の「I 4.1. 関係法令」を遵守願います。	令和5年2月27日
013	要求水準書	45	II	3	3.3	1)	脱水ケーキ受入・貯留施設	「(ウ) ③貯留施設は、施設の点検整備において、使用不可にならないよう複数構成とし、汚泥貯留有効容量500m ³ 以上を常時稼働できること。」とありますが、施設の点検整備において、汚泥貯留有効容量500m ³ 以上を確保することが担保できるのであれば、複数構成とせず、点検整備時は使用不可とすることは可能でしょうか。 また、機器故障により設備停止となった場合については、「汚泥貯留有効容量500m ³ 以上を常時稼働できること。」を要求されていないとの認識でよろしいでしょうか。	第1文は要求水準書に記載のとおり複数構成とします。第2文は機器故障により設備停止となった場合においても、汚泥貯留有効容量500m ³ 以上を常時稼働できることとします。	令和5年2月27日
014	要求水準書	47	II	4	4.1	1	受変電設備	「中央水みらいセンター焼却炉棟1階電気室の既設動力配電盤より、焼却炉棟2階電気室に新設する設備へ低圧配電を行う。」とありますが、既設動力配電盤に今回工事用のフィーダを貴庁にてご準備頂く認識でよろしいでしょうか。 既設配電盤からの配線施工は本事業範囲という認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。	令和5年2月27日
015	要求水準書	47	II	4	4.1	3	制御電源及び計装用電源設備	「制御・監視用として直流電源及び無停電電源等の特殊電源装置より給電する。」とありますが、直流電源装置も既設設備から電源供給いただけるという認識でよろしいでしょうか。 また、既設設備から新設する設備への配線施工は本事業範囲という認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。	令和5年2月27日
016	要求水準書	47	II	4	4.1	4	(1) 1) ② ③ コントロールセンタ	「コントロールセンタ+補助継電器盤方式」とありますが、盤寸法の縮小化のため、補助継電器盤を別途設けるのではなく、コントロールセンタユニット内に補助継電器を設置する方式とすることは可能でしょうか。	要求水準書のとおりとします。	令和5年2月27日
017	要求水準書	50	II	5	5.1	(1)	一般事項	「また、焼却炉施設用地の地下には、旧焼却炉の基礎杭があるため、別紙7を確認のうえ、本事業の支障となる部分については、本事業において撤去等の処置を行うこと。」とありますが、別紙7「新炉建設予定地残置杭図（参考図）」について、残置杭の正確な位置、杭長、杭径、杭仕様（材質）に関する情報をご提示願います。	入札説明書P.16の「別紙 参考図書リスト」に記載の資料にて確認をお願いします。なお、残置杭に関する情報については、「外部汚泥受入施設土木工事完成図書」にて確認をお願いします。	令和5年2月27日
018	要求水準書	50	II	5	5.1	(2)	③本施設周辺の外構	「建築物屋根 および 計画用地内の雨水 を適切に排水できるよう、排水勾配の設定や枡・側溝の設置等、適切に計画すること。外灯は、既設外灯の配置と新設構造物の形状・配置を考慮し、通行に支障がないように必要な外灯の設置を計画すること。」とありますが、既存外構との取り合い（雨水排水、舗装、外灯等）を検討する為、既存外構関係図面（外灯含む）をご提示願います。	入札説明書P.16の「別紙 参考図書リスト」に記載の資料にて確認をお願いします。	令和5年2月27日

管理番号	資料名	頁	章	節	細節	項目	項目名	質問	回答	回答日
019	要求水準書	53	II	5	5.2	(2)	建築電気設備	①幹線設備について、「建築電気設備の幹線設備は、プラント電気設備配電盤内の建築動力用・建築電灯用の主遮断器より、建築電気設備にて設置する動力制御盤・照明分電盤に供給を受けるものとする。」とありますが、「プラント電気設備配電盤内の建築動力用・建築電灯用の主遮断器」とは、要求水準書の頁47 4.1.1受変電設備に記載の「中央水みらいセンター焼却炉棟1階電気室の既設動力配電盤」を示すものと考えてよろしいでしょうか。 また、「中央水みらいセンター焼却炉棟1階電気室の既設動力配電盤」を示す場合、「建築動力用・建築電灯用の主遮断器」は、要求水準書別紙頁95「図 焼却炉棟 単線結線図」に記載のどの部位に該当するかご教示願います。	第1文はご理解のとおりです。 第2文の「建築動力用・建築電灯用の主遮断器」は要求水準書別紙P.95の⑭建築動力配電盤及び⑯照明配電盤へ発注者が別途工事で追加設置します。	令和5年2月27日
020	要求水準書	56	III	2	2.1	2	電気設備点検整備業務	「電気設備の点検にあたっては保安規程に準じて行う（法定点検等を含む）ものとする。」とありますが、保安規定の内容によって年度ごとの維持管理費が大きく異なりますので、保安規定の開示をお願いします。	入札説明書P.16の「別紙 参考図書リスト」に記載の資料にて確認をお願いします。	令和5年2月27日
021	要求水準書別紙	83～93					別紙6 既存設備との取り合い	既存施設間の埋設配管や架空配管・配線、管廊等の既設図面等をご提示願います。	入札説明書P.16の「別紙 参考図書リスト」に記載の資料にて確認をお願いします。	令和5年2月27日
022	要求水準書別紙	63					別紙1 事業範囲区分表	汚泥貯留施設電気設備範囲区分について、ご教示願います。 現場に機械付属制御盤する場合の所掌区分について、下記範囲区分の認識でよろしいでしょうか。 ・機械付属制御盤設計・製作…範囲対象 ・機械付属制御盤据付工事…範囲対象 ・既設電気設備～機械付属制御盤一次側配線施工…範囲対象外 ・機械付属制御盤二次側配線施工…範囲対象	ご理解のとおりです。 なお、「既設電気設備～機械付属制御盤一次側配線」の設計業務については本事業の対象とします。	令和5年2月27日
023	要求水準書別紙	98					別紙6 図 脱水機棟単線結線図	No.4動力配電盤の備考が「将来」と記載されておりますが、注記では「今回」の点線枠で囲まれております。 No.4動力配電盤は、貴庁にて別途工事で増設を予定されており、本事業範囲外という認識でよろしいでしょうか。 別紙1より、脱水・汚泥貯留施設の電気設備建設は本事業範囲外と区分されております。	ご指摘のとおりですので、訂正します。	令和5年2月27日
024	要求水準書別紙	98					別紙6 図 脱水機棟単線結線図	No.2動力配電盤、No.3動力配電盤の備考欄が、「//」と記載されており、No.4動力配電盤の「将来」と同じであると読み取れますが、「既設」という認識でよろしいでしょうか。	ご指摘のとおりですので、訂正します。	令和5年2月27日
025	要求水準書別紙	99					別紙6 図 脱水機棟1階電気室配置図	No.19～23の備考は、「将来」ではなく、「既設」という認識でよろしいでしょうか。	ご指摘のとおりですので、訂正します。	令和5年2月27日
026	事業契約書(案)	34					(著作権の譲渡等) 第81条3	「発注者は、業務成果物が著作物に該当するとしなにかかわらず、当該業務成果物の内容を受注者の承諾なく自由に公表することができ、」とありますが、技術的ノウハウ等、受注者が公表を控えたい成果物について、発注者との協議の上で非公表とすることはできますでしょうか。	事業契約書(案)に記載のとおりとします。	令和5年2月27日
027	基本協定書(案)	1	第2条	2			当事者の義務	「(中略)落札者は、事業契約の締結のための協議において、本事業の入札手続における府及び大阪府流域下水道施設整備運営事業者選定評価委員会 の要望事項又は指摘事項を尊重するものとする。」とありますが、合理的な範囲で落札者の意向も尊重いただけるとの理解でよろしいでしょうか。	基本協定書(案)に記載のとおりとします。	令和5年3月20日

管理番号	資料名	頁	章	節	細節	項目	項目名	質問	回答	回答日
028	基本協定書(案)	5	第10条	4			秘密保持等	「府は、前各項の定めにかかわらず、本協定又は本契約に関して知り得た行政情報に含まれるべき情報に関し、法令その他府の定める諸規定の定めるところに従って情報公開その他の必要な措置を講じることができる。」とありますが、情報公開その他の必要な措置を講じるにあたり、事前に落札者との協議に応じていただけるとの理解でよろしいでしょうか。	基本協定書(案)に記載のとおりとします。	令和5年3月20日
029	事業契約書(案)	7	第13条	4			第三者による施工	「当該第三者」とは、「前項に示す当該第三者」との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。	令和5年3月20日
030	事業契約書(案)	9	第22条	2			設計建設業務に係るモニタリング	別紙2のリスク分担表(案)(3)の建設段階の要求水準未達等リスクにて「上記(受注者の帰責事由)以外の事由により、～性能を満たさない場合」は、発注者負担とありますので、条文もその解釈でよろしいでしょうか。	事業契約書(案)に記載のとおりとします。	令和5年3月20日
031	事業契約書(案)	17	第39条	2			点検整備業務総括責任者等	「本業務の点検整備業務」とは、「本事業の点検整備業務」でよろしいでしょうか。	ご指摘のとおりですので、訂正します。	令和5年3月20日
032	事業契約書(案)	17	第40条				作業員の届出	本条でも作業員について定義されておりますが、第37条1項で既に定義された「作業員」と同義でよろしいでしょうか。	ご指摘のとおりですので、訂正します。	令和5年3月20日
033	事業契約書(案)	18	第48条	2			点検整備業務総括責任者等業務に係るモニタリング	別紙2のリスク分担表(案)(4)の点検整備業務段階の要求水準未達等リスクにて「発注者の指示、提示条件の不備・変更に関するもの」は、発注者負担とありますので、条文もその解釈でよろしいでしょうか。	事業契約書(案)に記載のとおりとします。	令和5年3月20日
034	事業契約書(案)	30	第75条	1			解除に伴う措置	「(中略)発注者は、必要があると認められるときは、その理由を受注者に通知して、出来形部分を最小限度破壊して検査することができる。」とありますが、破壊検査を行う範囲は社会通念上合理的な範囲に限るとし、範囲の決定に際し受注者の意見も尊重されとの理解でよろしいでしょうか。	事業契約書(案)に記載のとおりとします。	令和5年3月20日
035	事業契約書(案)	31	第77条	2			契約不適合責任期間	第66条1項の「成果物」と本条の「成果品」は同義との理解でよろしいでしょうか。(第77条9項、10項も同じ)	ご理解のとおりです。	令和5年3月20日
036	事業契約書(案)	32	第77条	7			契約不適合責任期間	「前各項の規定は、契約不適合が受注者の故意又は重過失により生じたものであるときには適用せず、契約不適合に関する受注者の責任については、民法の定めるところによる。」とありますが、民法の定めについて、具体的に何条が適用されるのかご教示願います。	契約不適合が受注者の故意又は重過失により生じたものであるときには、民法166条が適用されます。	令和5年3月20日
037	事業契約書(案)	32	第78条	1			発注者の損害賠償請求等	「発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。」とありますが、受注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りではないとの理解でよろしいでしょうか。	事業契約書(案)に記載のとおりとします。	令和5年3月20日
038	事業契約書(案)	33	第78条の2	2				「～第36条1項の規定に違反し」とありますが、参照先は第36条2項ではないでしょうか。	ご指摘のとおりですので、訂正します。	令和5年3月20日
039	事業契約書(案)	34	第81条				著作権の譲渡等	「(中略)提出書類及び各種データをいう。以下この条において同じ)の所有権については、発注者に帰属するものとする。」とありますが、提出書類には、技術提案書は該当しないとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。	令和5年3月20日
040	事業契約書(案)	34	第81条	2			著作権の譲渡等	受注者の独自技術が記載されている業務成果物など、著作権の無償譲渡が困難な業務成果物があることも想定されるため、著作権の譲渡と著作権者人格権の行使について、業務成果物の引渡し時に必要に応じて協議いただけるとの理解でよろしいでしょうか。	事業契約書(案)に記載のとおりとします。	令和5年3月20日

管理番号	資料名	頁	章	節	細節	項目	項目名	質問	回答	回答日
041	事業契約書(案)	34	第81条	3			著作権の譲渡等	「発注者は、業務成果物が著作物に該当するとしないうにかかわらず、当該業務成果物の内容を受注者の承諾なく自由に公表することができ…」とありますが、公表によって受注者が不利益を被ることも想定されますので、著作物に該当する場合は、公表に際して協議いただけたとの理解でよろしいでしょうか。	事業契約書(案)に記載のとおりとします。	令和5年3月20日
042	事業契約書(案)	35	第81条	4			著作権の譲渡等	「受注者は、業務成果物が著作物に該当する場合において、発注者が当該著作物の利用目的の実現のためにその内容を改変するときは、その改変に同意する。また、発注者は、業務成果物が著作物に該当しない場合には、当該業務成果物の内容を受注者の承諾なく自由に改変することができる。」とありますが、改変にあたっては、協議いただけたとの理解でよろしいでしょうか。	事業契約書(案)に記載のとおりとします。	令和5年3月20日
043	事業契約書(案)	35	第82条の3(A)				意匠の実施の承諾等	「(中略)、発注者に対し、本件構造物等に係る意匠の実施を無償で承諾するものとする。」とありますが、無償で承諾することが難しい場合は、協議に応じていただけたとの理解でよろしいでしょうか。また、第82条の3(B)も同様の認識です。	事業契約書(案)に記載のとおりとします。	令和5年3月20日
044	事業契約書(案)	37	第86条	3			第三者に及ぼした損害	別紙2の「環境問題リスク」の記載に騒音、振動、地盤沈下、臭気等について、受注者の帰責事由以外の事由によるものは、発注者負担との記載があります。通常避けられない騒音や振動については、地盤沈下や地下水の断絶と同様に前項の対象とするとの理解でよろしいでしょうか。	事業契約書(案)に記載のとおりとします。	令和5年3月20日
045	事業契約書(案)	38	第88条				火災保険等	SPCは基本協定書第5条に基づき、設計建設業務、点検整備業務は、すべてJVまたは構成員に委託しますので、本条に該当する各種保険をJVまたは構成員名義で付保したいと考えますがよろしいでしょうか。	質問に記載頂いた対応でも可とします。	令和5年3月20日
046	事業契約書(案)	39	第91条				紛争の処理	第86条4項に「協力して処理解決する」とありますが、同じ内容との理解でよろしいでしょうか。	事業契約書(案)に記載のとおりとします。	令和5年3月20日
047	事業契約書(案)	41	別紙1				用語の定義	SPCの定義を追加もしくは、第39条1項(1)、別紙1(7)、(8)、(9)、(11)のSPCを受注者に変更願います。	第39条1項(1)、別紙1(7)、(8)、(9)、(11)のSPCを受注者に変更します。	令和5年3月20日
048	事業契約書(案)	42	別紙2				リスク分担表(案)(1)	契約締結時には表上のリスク分担表(案)の(案)は削除されるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。	令和5年3月20日
049	事業契約書(案) 別紙2 リスク分担表	43	別紙2				リスク分担表(案)(2) 共通 経済リスク 物価変動リスク	物価変動リスクにて、設計建設期間中及び点検整備業務期間中の物価変動に関するリスク負担者が受注者となっておりますが、※1にて、変動が一定の基準に達した場合は双方協議を行い、負担額の調整を行うとあります。従って、変動が一定の基準に達した場合は発注者も負担することから、リスクは発注者・受注者双方で負うことが適当と考えますので、分担表の修正をお願い致します。(不可抗力リスクや施設損傷リスクでは、原則発注者が負担するリスクでも、受注者に△が付されていることから、物価変動リスクも同様の考え方です)	事業契約書(案)に記載のとおりとします。	令和5年3月20日
050	事業契約書(案)	46	別紙3	1	(2)	①	点検整備業務に係る対価	「ア 保全管理業務点検業務」とは「保全管理業務」と同義との理解でよろしいでしょうか。	ご指摘のとおりですので、訂正します。	令和5年3月20日
051	事業契約書(案)	51	別紙3	5	(2)	①	契約金額の改定	物価変動に伴う契約金額(設計建設業務)の改定について、改定に用いる指標は受注者と協議の上決定するとの理解でよろしいでしょうか。	改定に用いる物価指数等は受注者と協議の上、決定します。ただし、協議が整わない場合は、事業契約書(案)に記載のとおりとします。	令和5年3月20日
052	事業契約書(案)	52	別紙3	5	(3)	①	契約金額の改定	見直しの頻度について「5年が経過する令和15年4月に1度」とありますが、昨今の物価高騰等で短期間で各種費用の大幅な増加が発生しており、今現在から6~10年後のリスクを判断できかねます。実態に則した規定として、点検整備業務開始初年度分からの改定と、その後毎年改定となることを再考願います。	事業契約書(案)に記載のとおりとします。	令和5年3月20日

管理番号	資料名	頁	章	節	細節	項目	項目名	質問	回答	回答日
053	事業契約書(案)	52	別紙3	5	(3)	④	契約金額の改定	契約時の前年度の指数とは、「令和4年の4月から令和5年3月の確報値の指標の平均値」になりますでしょうか。	ご理解のとおりです。	令和5年3月20日
054	事業契約書(案) 別紙3 契約金額と 支払いスケジュール	52				⑤	改定率の指数	点検整備の改定率の指数として、「下水道（日本銀行調査統計局）」があげられていますが、実際の物価高騰と下水道（日本銀行調査統計局）の指数については適切に反映出来ていない状況となっております。 「この項目は参考であり、改定率として用いる指数は受注者の提案内容を基に契約までに協議のうえ決定する。」との記載がありますが、応札に当たりリスク費を計上する判断となり事業費が上昇し、提案限度額を超える可能性もあります。従って、入札までに指数を確定して頂きたくお願いします。 なお、弊社としては比較的現状の物価高騰が反映されている指数として下記を提案致します。 ①労務費の指数：大阪府殿公表「点検整備工」の労務単価 ②材料費・部品費等の指数：日本銀行調査統計局 国内企業物価指数 大分類：工業製品	事業契約書（案）に記載のとおりとします。	令和5年3月20日
055	要求水準書	2	I	2	2.5.	2.5.2	点検整備業務	トラックスケールのメンテナンスは本事業範囲外と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。	令和5年3月28日
056	要求水準書	22	II	2	2.4.	2.4.1 (5)	施工管理	「土木・建築工事の期間中、当該工事の工事車両が場内道路を通行する際は、工事用門に交通整理員を配置すること。」とありますが、工事車両の入退場のある場合について配置し、有資格者の必要はないとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。 なお、「土木・建築工事の期間中」を「建設業務の期間中」に訂正します。	令和5年3月28日
057	要求水準書	33	II	2	2.6.	2)	表II-15 脱水ケーキ取り合い条件	既設1号焼却炉の停止可能期間は約2か月とする。とのことですが、建設工事期間中では、何月～何月の2か月間を予定されていますでしょうか。	10月と11月の2か月間の予定です。	令和5年3月28日
058	要求水準書	34	II	2	2.6.	3)	表II-16 上水取り合い条件	既設上水管との分岐に必要な配管及び切替え弁等は、本事業で設置することとありますが、切換え弁設置に伴う、母管改造工事の際に対象母管への上水停止可能期間を提示願います。	1号炉稼働中は2日間停止可能です。1号炉停止中は上水の停止は不可となります。	令和5年3月28日
059	要求水準書	37	II	2	2.7.		既設設備の撤去・改築等に関する条件	借用図書で石綿の使用が確認されず、実施時に石綿が見つかった場合は設計変更対応いただけるものと理解してよろしいでしょうか。	事業契約書第28条に記載のとおりです。	令和5年3月28日
060	要求水準書	37	II	2	2.7.	2.7.2	建築に関する条件	新耐震における耐震診断（コアボーリングによる強度、中性化の把握。鉄筋腐食の有無などを調査し劣化判定）＋第三者機関による評価は不要との理解でよろしいでしょうか	ご理解のとおりです。	令和5年3月28日
061	要求水準書	37	II	2	2.7.	2.7.2	建築に関する条件	「脱水施設の更新による・・・必要に応じて補強設計及び補強工事を実施すること。」とありますが、既存建築躯体への影響については、躯体全体の評価は実施困難であるため、受梁の強度計算の実施にて判断可との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。	令和5年3月28日
062	要求水準書	40	II	3	3.1.	7)	焼却灰貯留、搬出設備	要求水準書案に関する質問（管理番号089）において、搬出用車両（10t車）の参考図を入札公告時に示すとのご回答がありますが、参考図がないため、ご提示願います。	別紙、参考図を参照願います。	令和5年3月28日
063	要求水準書	40	II	3	3.1.	8)	脱臭設備	P.40では「2号焼却炉の点検整備に伴う停止期間においては、既設1号焼却炉の活性炭脱臭設備及び既設脱水施設脱臭設備で臭気ガスを脱臭処理できるようにダクトを接続すること。」に対して、P.36では「焼却炉停止時は既設1号焼却炉脱臭装置（活性炭吸着）へ脱臭処理する。」とありますが、既設脱水施設脱臭設備への接続有無について、どちらが正かご教示願います。	2号焼却炉の点検整備に伴う停止期間においては、既設1号焼却炉の活性炭脱臭設備及び既設脱水施設脱臭設備で臭気ガスを脱臭処理できるようにダクトを接続することとします。	令和5年3月28日
064	要求水準書	43	II	3	3.2.	6)	(イ) 容量	搬入車両（10ton車）からの投入とのことですが、車両詳細・受入頻度・受入汚泥性状を提供願います。	車両詳細については管理番号062を参照願います。 受入頻度・受入汚泥性状については、非常時の受入施設であるため未定です。	令和5年3月28日

管理番号	資料名	頁	章	節	細節	項目	項目名	質問	回答	回答日
065	要求水準書	44	II	3	3.2.	7)	(イ) 容量	2.0t/h以上とのことですが、想定される送泥頻度・運用方法について条件をご教示願います。	非常時の受入施設であるため、想定される送泥頻度・運用方法については未定です。	令和5年3月28日
066	要求水準書	45	II	3	3.3.	2)	(イ) 容量	5.6t/h以上とのことですが、建設工事の機器仕様、点検整備費を算出するために想定される送泥頻度・運用方法について条件をご教示願います。	想定される送泥頻度は未定です。想定される運用方法については、1号炉または2号炉が停止期間中に貯留し、2号炉運転時に貯留施設から焼却施設で送泥し焼却します。	令和5年3月28日
067	要求水準書	46	II	3	3.3.	5)	(イ) 容量	5.6t/h以上とのことですが、想定される送泥頻度・運用方法について条件をご教示願います。 また、排出口高さを決定する上で車両条件が必要なためご教示願います。	想定される送泥頻度は未定ですが、非常時に場外搬出する場合の運用を想定しており、常時運用可能であることが条件となります。 車両条件については管理番号062を参照願います。	令和5年3月28日
068	要求水準書	46	II	4	4.1.	4.1.1	受変電設備	作業用電源や照明電源は、別紙6「12.受変電設備」図 焼却炉棟 単線結線図中の⑩照明分電盤（既設）から電源供給する前提でしょうか。その場合、既設の「建築照明」、「作業用電源」、「屋内照明電源」、「屋外照明電源」各MCCBからの電源供給としてよろしいでしょうか。	管理番号019を参照願います。	令和5年3月28日
069	要求水準書	46	II	4	4.1.	4.1.1	受変電設備	負荷設備にはAC440Vの動力機器に加え、AC100V電源供給機器・盤類があります。既設1号焼却炉と同様に、ケーキ供給設備、排ガス処理設備など設備区分毎にAC440V/100V変圧器を用いて個別電源供給する理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。	令和5年3月28日
070	要求水準書	50	II	5	5.1.	(3)	1)(イ) 建築構造物屋内収容設備	(イ)「建設予定地における騒音・振動の規制を満足すると共に臭気対策を行った計画とすること。」とありますが、乾燥機等の臭気源設備を設置する場合、日常点検時に点検口を開ける可能性がある場合は、それらについても臭気対策が必要との理解でよろしいでしょうか。	要求水準書P.18及びP.38に記載のとおりです。	令和5年3月28日
071	要求水準書	50	II	5	5.1.	(3)	1)(イ) 建築構造物屋内収容設備	(イ)「建設予定地における騒音・振動の規制を満足すると共に臭気対策を行った計画とすること。」(ウ)「土木・建築構造物内に収容するプラント設備は、以下のとおりとする。尚、その他の設備についても機能上、構造物内に収容することが望ましいと判断された場合、屋内の設置とする。」とありますが、今回提案する焼却設備において、乾燥機を設置する場合は、その臭気対策として、既設の熔融設備と同様に建築構造物内に収容する必要があるとの理解でよろしいでしょうか。 その場合、建屋内の換気についても脱臭が必要との理解でよろしいでしょうか。	管理番号070を参照願います。	令和5年3月28日
072	要求水準書	54	II	6	6.1.	2)	灰の処分	「ただし、焼却灰の処分先は～、受注者の責任と費用において飛散しない状態で保管すること。」と記載がございますが、保管用のスペースについては処理場内の指定箇所を利用可能でしょうか。可能な場合は、設置面積、用地費用の有無、有償の場合の借用単価についてご教示願います。	処理場内で保管可能ですが、保管方法及び期間については、受注後に発注者と協議するものとします。 なお、屋外保管の場合は、雨への対策を実施すること。 また、費用については無償とします。	令和5年3月28日
073	要求水準書	57	III	2	2.2.	(1)	点検整備業務物品調達	令和4年11月11日に公表された“実施方針等に関する質問または意見に対する回答”の管理番号070にて、「日常の点検で行う必要のある調整や校正、フィルター交換や注油等は本事業の範囲外としますが、特殊治具・特殊品を必要とする調整・交換作業や、年点検程度の頻度で交換や調整が必要なものはすべて本事業の範囲とします。」とご回答をいただきました。 上記に従い、日常の点検で行う必要のある調整や校正、フィルター交換や注油等に要する①機器類の定期交換部品、②潤滑油類、③運転管理に必要となる消耗品類等の調達は、本事業の範囲外との理解でよろしいでしょうか。	要求水準書P.57及び要求水準書別紙P.63に記載のとおり、①機器類の定期交換部品、②潤滑油類、③対象設備の運転管理に必要となる消耗品類等の調達は、本事業の範囲とします。	令和5年3月28日

管理番号	資料名	頁	章	節	細節	項目	項目名	質問	回答	回答日
074	要求水準書	58	Ⅲ	2	2.4.	(2)	業務期間終了時の施設の状態	令和4年11月11日に公表された“実施方針等に関する質問または意見に対する回答”の管理番号063にて、「主機は、受注後に発注者と受注者の協議の上、設定する」旨のご回答をいただきました。 見積書及び入札金額の算出にあたっては、業務期間終了時に主機の健全度3.5以上を確保できるよう、点検整備業務の全体計画立案及び費用を積算する必要があるため、受注前に主機の設定が不可欠になります。 従って、応募者によって設備機器の構成が異なる本事業においては、「主機」は受注者によって設定させていただきたくお願いいたします。	「主機」については、「下水道施設の改築について」（平成28.4.1国水令第109号）の別表2. 機械設備の小分類の「焼却炉」、「汚泥脱水機」、「汚泥ポンプ」に相当する設備を想定しておりますが、「主機」の設定が適正であるか含め、確認の必要がありますので、受注後に発注者と協議の上、設定することになります。	令和5年3月28日
075	事業契約書(案)	55	3	(1)		①	技術提案の不履行	実施方針等に関する質問又は意見に対する回答の管理番号042～046に関連する質問です。 停止可能日数を超えた場合は、契約金額B-1が減額されるとの理解ですが、契約金額A-1は減額されないとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。	令和5年3月28日
076	事業契約書(案)	56	4				技術提案の不履行	「技術提案内容の不履行が確認された場合は、発注者はその内容に応じて受注者に対して補償を求めるものとする。」との記載がありますが、設計建設業務に関わる燃費等についても、年1回確認するとの理解でよろしいでしょうか。 (要求水準書P.32(2)建設業務⑦や技術評価にかかる評価項目及び評価基準(1/2)項目2等との関連を確認するための質問です。)	要求水準書P.31「(4)施設引渡し後の確認」に記載のとおり、技術提案内容の適合に関する確認については複数回予定しています。	令和5年3月28日
077	要求水準書	38	3				機械設備に関する要求水準	「対象物や再利用水の特性、及び設置環境を考慮のうえ～」とありますが、廃熱発電の導入可否について検討したく、塩化物イオンや濁度・色度・pH以外にカルシウム硬度や全硬度、電気伝導率、硫酸イオンについてご教示をお願いいたします。また、開示頂いた水質が起因して発生した不具合(発電ユニット凝縮器における冷媒漏洩等)については、事業者にて費用負担するとの理解でよろしいでしょうか。	第1文のカルシウム硬度や全硬度、電気伝導率、硫酸イオンの測定は実施しておりません。 第2文はご理解のとおりです。	令和5年3月28日
078	要求水準書	39	Ⅱ	3	3.1.	2)	エ) 安定的に対応できる設備	①汚泥性状変動、負荷変動とは、貯留による腐敗進行汚泥および1号焼却設備との同時運転に対応できる設備とするとの解釈でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。	令和5年3月28日
079	要求水準書	40	Ⅱ	3	3.1.	7)	(エ) 構造等	②「焼却灰の飛散防止のための加湿設備を具備すること。」とございますが、「トラック搬出時の灰の加湿度合い：30%程度で均一」との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。	令和5年3月28日
080	要求水準書	40	Ⅱ	3	3.1.	7)	(エ) 構造等	③「粉じんの飛散が無いように防塵室内に設置すること。」とございますが、「既設焼却設備同様：建屋構造」との理解でよろしいでしょうか。	管理番号012を参照願います。	令和5年3月28日
081	要求水準書	40	Ⅱ	3	3.1.	7)	(エ) 構造等	焼却灰のフェニックスへの埋立処分となるため、灰性状変動に対応するための重金属防止対応を将来的に付加できるような「薬品添加ノズル」や「混練機能」を具備している必要はございますでしょうか。	フェニックス処分の基準に対応するために必要であれば、具備が必要です。	令和5年3月28日
082	要求水準書	42	Ⅱ	3	3.2.	1)	脱水機設備	「(ア)形式：任意、(イ)容量：975kg-DS/時(～)、(ウ)性能：ケーキ含水率78%以下、固形物回収率95%以上・・・」とありますが、ケーキ含水率78%を下回る低含水率の脱水機設備を提案することは可能でしょうか。	既存施設を含めて、送泥・貯留・焼却に支障がない運転が可能であれば提案可能です。	令和5年3月28日
083	要求水準書	45	Ⅱ	3	3.3.	1)	(イ) 容量	有効容量1,000m ³ とのことですが、想定される貯留日数の条件をご教示願います。 (例：120t/日発生し、未焼却分20t/日を貯留するとして50日分の貯留日数とする。)	焼却炉の運用や脱水ケーキ発生量により異なりますが、汚泥貯留施設での貯留期間は55日程度を想定しています。	令和5年3月28日

管理番号	資料名	頁	章	節	細節	項目	項目名	質問	回答	回答日
084	要求水準書	45	II	3	3.3.	1)	(ウ) 構造等	④「汚泥の腐敗による性状悪化を避ける」とありますが、腐敗した汚泥であっても要求水準書1.4処理対象汚泥の各条件の範囲内であれば、焼却施設にて定格処理することが求められるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。	令和5年3月28日
085	要求水準書	48	II	4	4.1.	4.1.4	2) 焼却炉施設現場操作盤	要求水準書P48、4.1.4監視制御設備及び負荷設備、2)に、現場操作盤と記載があります。そのため、現場操作盤については、電気設備の範囲と理解しています。 また、別紙1事業範囲区分表では、脱水施設・汚泥貯留施設の電気設備点検整備（法令点検等含む）については、事業対象外となっています。 上記から、脱水施設・汚泥貯留施設で設置する現場操作盤内および電気室操作盤内の電気品については別途実施の電気工事での設置または機器付属で本事業にて設置に関わらず、機械設備点検整備には含まれず、本事業の対象外との理解でよろしいでしょうか。 なお、電気品についてはポンプ等のインバータ等、回転計モニター、振動計モニター等をイメージしております。	本事業で設置した機器付属電気品の点検整備は、本事業の対象に含まれます。 なお、フィーダ付き一軸ねじ式ポンプを設置する場合、インバータ装置は機器付属としてください。	令和5年3月28日
086	要求水準書	56	III	1			点検整備業務に関する事項業務内容	一般的に、搬送設備などで採用する一軸ネジポンプはし渣等の夾雑物が多いとステーターの摩耗が早まり、整備頻度が早くなると言われています。 本件のように、要求水準書の内容で事業者が見えない事象により発生した整備頻度の増加による点検整備費の増額分については、別途補修工事にて発注いただけるとの理解でよろしいでしょうか。	点検整備業務で必要となる部品交換や消耗品の取替は、全て事業範囲に含まれます。	令和5年3月28日
087	要求水準書	56	III	1			点検整備業務に関する事項業務内容	本事業で処理する汚泥には、夾雑物が含まれていないとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりですが、しき分離機で取り切れなかったものが多少混入することはあります。	令和5年3月28日
088	要求水準書	56	III	1			業務内容	「また、突発的に生じた設備等の故障、～、対象設備の臨時的な点検整備の作業を実施すること。」とありますが、汎用工具や汎用部品により対応可能な作業等については、本事業の範囲外との理解でよろしいでしょうか。	要求水準書に記載のとおりとします。	令和5年3月28日
089	要求水準書 (別紙)	71	4	1	(1)		汚泥処理量実績	“実施方針等に関する質問又は意見に対する回答”の管理番号128および管理番号181の質問回答に関しまして、「本事業で設置する脱水施設の運転期間中は既設脱水機2台のうち1台が予備機となります。」とご回答いただいております。 一方で要求水準書別紙P71～P74汚泥処理量実績より、スクリュウプレス脱水機とベルトプレス脱水機を常時併用運転していることから、処理場全体で1日で発生する汚泥量をスクリュウプレス脱水機1台にて全量賄うことは困難と見受けられます。 本事業で設置する脱水機を1台とした場合、本事業脱水機停止期間中は既設スクリュウプレス1台での運用となることから、本事業の脱水設備は、既設脱水機を予備とすることができるが複数台設置が必要との理解でよろしいでしょうか。	本事業脱水機停止期間中は、処理場全体で1日で発生する汚泥量を既設スクリュウプレス2台で賄う運用となります。	令和5年3月28日
090	要求水準書	40	II	3	3	7)	(イ) 有効容量	焼却灰貯留、搬出設備におきまして、有効容量40m ³ 以上とのことですが、貯留日数は「既設焼却設備同様：5日分（貯留される灰の形態において）」との理解でよろしいでしょうか。提案内容によっては、炉内に焼結防止剤等を投入する場合があるため灰発生量が大幅に増加する可能性があり、貯留日数の目安を確認するものです。	焼却灰貯留、搬出設備の有効容量は40m ³ 以上かつ発生量の5日分としてください。	令和5年3月28日
091	要求水準書	20	II	2	2	1)	設計業務	設計業務について、脱水施設、汚泥貯留施設の電気設備は別途工事発注を行うことになってはいますが、本事業の受注者が、通常の実設計業務同様に、設計に対しての責任を負うものとの理解でよろしいでしょうか。また業務の範囲としては、通常の実設計業務同様に、概算工事費の積算まで必要との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。	令和5年3月28日

管理番号	資料名	頁	章	節	細節	項目	項目名	質問	回答	回答日	
092	要求水準書	19 20 20 49	II II II	2 2 4	2.1 2.3 4.2	(2) (3) 1)	設計業務及び建	機器の健全度が2以上の場合、機能増設機器仕様書の作成は大阪府様所掌との記載がありますが、一方で、脱水施設、汚泥貯留施設の設計範囲に「監視制御設備（設計のみ）」が含まれています。今回の更新、追加となる脱水施設、汚泥貯留施設に必要な制御を設計した上で、既設脱水設備の制御を調査、把握し、既設監視制御設備に必要な機能追加内容（入出力点数、制御内容、画面変更内容）・切替方法の検討を行うことが本業務内に含まれているとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。	令和5年3月28日	
093	要求水準書	19 48 49	II II II	2 4 4	2.1 4.1 4.2	4.1.4	3)	設計業務及び建	焼却炉施設、脱水施設、汚泥貯留施設の運転に必要な既設水処理設備との信号授受に関する設計は今回の設計業務の範囲に含まれているとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。	令和5年3月28日
094	要求水準書	47	II	4	4	4.1.1		焼却炉施設受変	負荷容量を計算した結果、既設動力配電盤の配線用遮断器および端子台を取り替える必要が発生した場合、既設受変電設備の改造は、別途大阪府様にて発注頂けるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。	令和5年3月28日
095	要求水準書	47	II	4	4	4.1.1		焼却炉施設受変	「別紙6「12. 受変電設備」に示す参考図を対象とし、上位側の別途工事範囲は～」との記載がありますが、P.95焼却炉棟単結の上位側P.98脱水機棟単結側の範囲が別途発注となる工事範囲であるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。	令和5年3月28日
096	要求水準書	47 48	II II	4 4	4.1 4.1	4.1.3 4.1.4	(2) 1)③	焼却炉施設制御	電源容量を確認した結果、既設無停電電源装置だけでは容量が足りない場合は、別途大阪府様にて追加の無停電電源装置等を発注頂けるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。	令和5年3月28日
097	要求水準書	48	II	4	4	4.1.4	(2) 1)③	監視制御方式	「中央水みらいセンター中央監視操作室」とは中央管理棟4階の中央監視室との理解でよろしいでしょうか。	脱水機棟2階中央監視操作室です。	令和5年3月28日
098	要求水準書	48	II	4	4	4.1.4	(2) 1)③	監視制御方式	監視制御端末の電源について、脱水機棟の既設無停電電源装置から電源供給可能するのは脱水機棟2階中央監視室に設置する2号焼却炉監視制御装置でよろしいでしょうか。また、中央水みらいセンター中央監視操作室に設置する監視制御端末への電源は中央管理棟から電源を供給頂けるとの認識でよろしいでしょうか。	第1文はご理解のとおりです。第2文は管理棟4階中央監視操作室に設置する監視制御端末はありません。	令和5年3月28日
099	事業契約書	46	別紙3	1	(2)	①		点検整備業務に係る対価	「受注者が入札時に提示した発注者と受注者で合意した各年度固定費を支払う」とあります。これは、点検整備業務の業務実施計画書で定めた内容・頻度等と、実際に実施した点検整備の内容・頻度等が異なった場合でも、受注者が入札時に提示した金額に基づき、各年度固定額をお支払いいただけるとの理解で宜しいでしょうか。（受注者の企業努力等により、点検整備の内容・頻度等を削減できた場合は受注者のインセンティブとし、逆に、受注者の責により、内容・頻度等が増加した場合は、受注者のリスクと考えます。）	ご理解のとおりです。点検整備業務の業務実施計画書で定めた内容・頻度等に変更が生じた場合は、業務実施計画書の変更をお願いします。	令和5年3月28日
100	要求水準書	2	I	2	5	1	(3)	汚泥貯留施設に係る設計建設業務	「なお、対象用地内にあるトラックスケールが支障となる場合は、発注者が指定する個所への移設を行う」とありますが、移設を行う場合は、移設工事期間中はトラックスケールの使用ができない状況となります。移設完了まで仮設トラックスケール（無線式ポータブルトラックスケール）を設置し、代替できるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。なお、仮設トラックスケールの仕様については、受注後に発注者と協議するものとします。	令和5年3月28日
101	要求水準書	2	I	2	5	1	(3)	汚泥貯留施設に係る設計建設業務	要求水準書（案）の質問時に回答頂きました「管理番号151：汚泥貯留設備のトラックスケールは、工事安全性の確保のため事業敷地外への移設は可能」におきまして、事業敷地外含め移設の際は事業者提案にて型式変更（撤去/更新）してもよろしいでしょうか。なお、更新とした場合におきましても要求水準書記載の通り、維持管理は事業範囲外との理解でよろしいでしょうか。	第1文のトラックスケールの仕様については、受注後に発注者と協議するものとします。第2文はご理解のとおりです。	令和5年3月28日

管理番号	資料名	頁	章	節	細節	項目	項目名	質問	回答	回答日
102	要求水準書	40	II	3	3		焼却灰貯留、搬出設備	2/27公表の質問回答の管理番号012にて、貯留、搬出設備に焼却灰が投入する前段階で、粉塵が飛散しない対策を行った場合、防塵室は設けなくてよいとのご回答があります。一方で要求水準書P50（ウ）屋内収容設備について焼却灰搬出設備は土木・建築構造物内に収容するプラント設備となっております。ご回答の防塵室を設けなくて良い条件とは、灰搬出時に既設同等以上（建築物内収容＋除塵＋灰加湿）の屋外への飛散防止対策が為されている場合に適用されるとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。ただし、常時屋外への飛散防止対策がなされているものとします。	令和5年3月28日
103	要求水準書	40	II	3	3	6)	排煙処理設備	管理番号011にて水銀等の有害物質について、排水処理側への排出基準は定めておりません。ただし、排水水質については、要求水準書P.36の「8) 排水に関する条件」のとおりとします。とご回答がございましたが、一般的に焼却設備の性能確認の一貫および処理場排水水質管理のために、焼却設備の排水分析を実施しております。分析結果の評価としましては、大阪府生活環境の保全等に関わる条例の基準値以下であることを示すものとの理解で宜しいでしょうか。	要求水準書P.36の「8) 排水に関する条件」のとおりとします。	令和5年3月28日
104	要求水準書	43	II	3	3	1) (ウ) ④	脱水ケーキ受入・貯留施設	2/27公表の要求水準書等に対する質問及び回答No.013にて、貯留施設は複数構成とする回答となっております。(ウ)構造等④に記載の「攪拌または排出した脱水ケーキの再投入が可能な構造」についても同様に複数構成必要との理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。	令和5年3月28日
105	要求水準書	2	I	2	3	2.5.2	点検整備業務	点検整備業務期間に仮設現場事務所を設置する場合、土地借用については無償借用との理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。	令和5年3月28日
106	要求水準書	3	I	2	3	2.5.2	(1) 保全管理業務	「本事業で設置した機械・電気設備について、劣化部品・消耗部品の取替えを含む定期的な点検整備を行い、適正かつ安全な運転状態を維持できるようにする」とありますが、特殊治具・特殊品を必要としない調整・交換作業は、本事業の範囲外との理解でよろしいでしょうか。 (本事業の範囲外と考える作業例) 油脂類の補給、パッキン類の交換、Vベルトの張り調整・交換、ベルトコンベアのキャリア・リターンローラの調整・交換、圧力計・電流計等の交換、各種計測器類の校正、各種ボルト等の増し締め、脱水機ろ布交換など	日常の点検で行う必要のある調整や校正、フィルター交換や注油等は本事業の範囲外としますが、特殊治具・特殊品を必要とする調整・交換作業や、年点検程度の頻度で交換や調整が必要なものはすべて本事業の範囲とします。	令和5年3月28日
107	要求水準書	3	I	2	3	2.5.2	(2) ユーティリティ等の調達管理業務	令和4年11月11日に公表された“実施方針等に関する質問または意見に対する回答”の管理番号039にて、「保全管理業務に必要な交換部品や消耗品等については、調達後、貴センター内に無償で保管させていただける」という回答を頂いています。現在想定されている具体的な保管場所及び保管場所の広さ（㎡数）がわかればご教示をお願いします。	受注後に発注者と協議するものとします。	令和5年3月28日
108	要求水準書	5	I	3	3	(1)	点検整備業務総括責任者	点検整備業務は10年9か月と長期であることから、点検整備業務総括責任者は貴府への報告のうえ、途中での変更も認めていただけたらとの理解で宜しいでしょうか。	事業契約書（案）第39条に記載のとおりとします。	令和5年3月28日
109	要求水準書	13	II	1	5		汚泥処理設備運用計画	焼却炉施設及び脱水施設の年間稼働率は85%とあり、これを年間稼働日数にすると約310日になります。他方、56頁、III点検整備業務に関する事項、1.業務内容では、「施設停止期間は、年間60日を上限」とあり、上段の年間稼働日数と比較すると5日間の差異が生じています。受注者が点検整備業務に伴う停止期間を60日と提案した場合、年間稼働率85%を達成できなくとも、事業契約書（案）55項(1)契約金額の減額等の措置のケース1には該当しないとの認識で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。	令和5年3月28日

管理番号	資料名	頁	章	節	細節	項目	項目名	質問	回答	回答日
110	要求水準書	12	II	1	2		汚泥処理設備運用計画	焼却炉施設及び脱水施設の年間稼働率は85%とあり、これを年間稼働日数にすると約310日になります。他方、56頁、III点検整備業務に関する事項、1.業務内容では、「施設停止期間は、年間60日を上限」とあり、上段の年間稼働日数と比較すると5日間の差異が生じています。ここで言う年間稼働率(85%)は、設備設計および点検整備計画の策定に用いる数値であり、施設停止期間(年間60日を上限)とは切り離して考えることができるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。	令和5年3月28日
111	要求水準書	56	III	1			業務内容	「2号焼却炉施設の点検整備業務に伴う施設停止期間は、年間60日を上限とすること」との記載がありますが、突発的に生じた故障等により、臨時的な作業を行うための停止も含まれるとの理解でよろしいでしょうか。また、発注者側の都合による停止(停電作業や運用の都合上による号機切り替えによる停止、補修(受注者の責によらないもの)等)については含まない理解で宜しいでしょうか。	第1文、第2文ともにご理解のとおりです。	令和5年3月28日
112	要求水準書	56	III	1			業務内容	「2号焼却炉施設の点検整備業務に伴う施設停止期間は、年間60日を上限とすること」との記載がありますが、「停止期間」とは点検整備業務に係る作業可能期間であり、焼却炉施設の内部点検等を実施するための冷却期間や点検整備後の立ち上げ期間は含まれないとの理解でよろしいでしょうか。	点検整備を実施するための冷却期間や立ち上げ期間のすべての作業期間を含みます。	令和5年3月28日
113	要求水準書	56	III	1			業務内容	「突発的に生じた設備等の故障、(中略)発注者の求めに応じて、対象設備の臨時的な点検整備の作業を実施すること。」とありますが、故障等の原因が受注者の帰責事由に依らない場合、臨時的な点検整備に係る費用について別途協議いただけたとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。	令和5年3月28日
114	要求水準書	56	III	1			業務内容	令和4年11月11日に公表された“実施方針等に関する質問または意見に対する回答”の管理番号047にて、「受注者が設計建設した配管及びその影響範囲全てが対象となります。」とご回答をいただきましたが、その影響範囲全てとは、既設配管との取り合い箇所との理解で宜しいでしょうか。	既設設備を含めて、その影響を及ぼした範囲全てです。	令和5年3月28日
115	要求水準書	56	III	2	2	2.1.1	機械設備点検整備業務	「業務期間中に不具合の発見及び連絡を受けた場合は、速やかに原因の調査を行い・・・」とあります。受注者は現場に点検整備期間以外には常駐しないため、不具合の原因や帰責者の特定に時間を要することが想定されます。従って、日報・月報(帳票データや処理状況、機器別の運転時間が記載されたもの)や日常点検等の結果などの資料を適宜開示いただけたとの理解で宜しいでしょうか。また、不具合の原因や帰責者の特定が困難な場合、その費用負担、対応方法等について協議いただけたとの理解で宜しいでしょうか。	第1文、第2文ともにご理解のとおりです。	令和5年3月28日
116	要求水準書	58	III	2	2	2.3.3	廃棄物管理業務	廃棄物等の処分は貴府にて行う(本事業の対象外)との理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。	令和5年3月28日
117	要求水準書	58	III	2	2	(1)	引継ぎ業務	業務期間終了前に、引継ぎ方法や作成書類について、貴府と受注者による協議の機会を設けていただけたとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。	令和5年3月28日
118	要求水準書	58	III	2	2	(2)	業務期間終了時の施設の状態	「関係法令等を遵守した点検、補修・・・」とありますが、要求水準書別紙1の事業範囲区分表では、補修は本事業の対象外となっております。別紙1※7に記載の通り、補修は受注者の責により発生した場合のみに対象との理解で宜しいでしょうか。	消耗品の交換・点検整備に伴う計画的な部品交換は点検整備業務の範囲とします。点検整備を実施しているにもかかわらず発生した故障・破損に対して実施する部品交換は補修業務とします。点検整備の不備等、受注者の責により発生した補修業務は、本事業の対象となります。その他の理由により、必要となる設備の補修業務は別途契約となります。	令和5年3月28日

管理番号	資料名	頁	章	節	細節	項目	項目名	質問	回答	回答日
119	要求水準書	58	Ⅲ	2	2	(2)	業務期間終了時の施設の状態	「～AMDBにより算出された健全度により判断することとし～」との記載がありますが、契約期間終了時の健全度算出は、公平を期すため、貴府および受注者以外の第三者（日本下水道事業団等）によって行われるとの理解でよろしいでしょうか。また、健全度の結果について、貴府と受注者の双方が合意した上で必要な措置を講じる必要があるため、健全度の評価に用いた点検記録や診断結果などの詳細情報は、受注者にも開示いただけるとの理解で宜しいでしょうか。	第1文は、本府の点検結果に基づき、日本下水道事業団の開発したシステムにより算出されます。第2文はご理解のとおりです。	令和5年3月28日
120	要求水準書	58	Ⅲ	2	2	(2)	業務期間終了時の施設の状態	令和4年11月11日に公表された“実施方針等に関する質問または意見に対する回答”の管理番号064にて、「『一般的な経年劣化のみでそれを超えた劣化や部品故障等については補修がなされた状態』とは経過時間による健全度低下のみであり、設備機器の機能に劣化等が認められない場合を指すため、経過時間の要素は除外しません。」との回答をいただきました。上記に従い、項目の経過時間の健全度が3.5以下であっても、その他項目が健全度3.5以上であれば業務期間終了時の健全度を確保しているとの理解で宜しいでしょうか。	全ての項目について、健全度3.5以上が必要です。なお、業務期間終了時における経過時間の健全度が3.5未満になることは想定していません。	令和5年3月28日
121	要求水準書	58	Ⅲ	2	2	(2)	業務期間終了時の施設の状態	2) 「本来あるべき健全度から著しく健全度が低いと発注者が判断した設備については、発注者は受注者に改善措置を求めることができることとし、（中略）改善措置を実施しなければならない」とあります。受注者は改善措置を求められた場合、改善措置の可否や改善方法・内容について、発注者と協議できるとの理解で宜しいでしょうか。また、受注者の責ではなく、運転管理による過失等により、本来あるべき健全度から著しく低い状態になった場合は、改善措置に係る費用等について協議いただけるとの理解で宜しいでしょうか。	第1文、第2文ともにご理解のとおりです。	令和5年3月28日
122	要求水準書	58	Ⅲ	2	2	(2)	3) 業務期間終了時の施設の状態	3) 「～業務期間終了時に確保すべき健全度を達成するための点検整備・補修計画書を作成したうえで、発注者及び受注者双方協議を行い、点検整備・補修内容等について決定するものとする。なお、受注者は、令和19年12月末までにこの決定事項を完了しなければならない」とありますが、別紙1にて受注者の責により発生した補修以外の機械設備補修業務は本事業の対象外（別途発注）となるため、対象外の補修の完了については令和19年12月末ではなく、別途協議のうえ、決定できるとの理解で宜しいでしょうか。また、受注者の責により発生した補修については令和19年12月末に完了しなければならないとの理解で宜しいでしょうか。	第1文、第2文ともにご理解のとおりです。	令和5年3月28日
123	要求水準書	58	Ⅲ	2	2	(2)	業務期間終了時の施設の状態	「※一般的な経年劣化のみでそれを超えた劣化や部品故障等については補修がなされた状態」とありますが、別紙1より補修は本事業の対象外と理解しております。貴府の判断にて補修を行わず、業務期間終了時に健全度3.5以上を確保できない場合は、事業契約書（案）55項(1)契約金額の減額等の措置のケース2には該当しないとの認識で宜しいでしょうか。 (受注者の責による補修は本事業の対象と理解しております)	受注者の責による補修は事業対象であり、ケース2に該当します。それ以外の責による補修については、ご理解のとおりです。	令和5年3月28日
124	要求水準書							提出済み下記の質問に関しまして、ご回答次第では技術提案書の内容が変わってきます。そのため、遅くとも3/31（金）までにご回答頂くことは可能でしょうか。 ・2/10提出「要求水準書等に対する質問書」No. 34, 35 ・2/15提出「要求水準書等に対する質問書」No. 3, 6, 8, 15 ・2/28提出「要求水準書等に対する質問書」No. 5, 6, 7, 8, 9 ・3/3提出「要求水準書等に対する質問書」No. 4	順次回答する予定です。	令和5年3月28日

管理番号	資料名	頁	章	節	細節	項目	項目名	質問	回答	回答日
125	要求水準書	11	II	1	1		立地条件	参考図書の閲覧資料について、参考図書である番号22「1号焼却建築確認申請（電子データ名称 22.中央水みらいセンター 計画通知書）」が最新の計画通知書であり、本紙以降に新たな建築物の建築確認申請（計画通知）はされていないと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。	令和5年3月28日
126	要求水準書	20	II	2	2		事前調査	既存施設（脱水機棟、焼却炉棟）について、過去に実施されたアスベスト含有調査結果報告書またはアスベスト含有建材の有無が分かる資料があればご提示願います。	脱水機棟及び焼却炉棟のレベル1については調査を行っており、アスベスト含有吹付け材は確認されておりません。レベル2及びレベル3については、受注者の責任及び費用において実施するものとします。調査の結果、アスベスト含有建材等が発見された場合の対応は別途発注者と協議するものとします。	令和5年3月28日
127	要求水準書	30	II	2	3	2.5.1	モニタリング方法	(2)2各提出書類の⑩技術提案履行状況報告書の提出時期について、「工事完了時及び点検整備業務期間中、年1回」と記載されていますが、 ・設計建設業務に係る提案（評価項目1-4）および共通評価項目（評価項目7）のうち設計建設業務に係る提案については工事完了時 ・点検整備業務に係る提案（評価項目5-6）および共通評価項目（評価項目7）のうち点検整備業務に係る提案については点検整備業務期間中年1回 に報告するものと解釈してよろしいでしょうか。	技術提案履行状況報告書の提出時期については、 ・設計建設業務に係る提案（評価項目1-4）及び共通評価項目（評価項目7）のうち設計建設業務に係る提案については工事完了時及び点検整備期間中年1回 ・点検整備業務に係る提案（評価項目5-6）及び共通評価項目（評価項目7）のうち点検整備業務に係る提案については点検整備業務期間中年1回 とします。	令和5年3月28日
128	要求水準書	37	II	2	3	2.7.2	建築に関する条件	「脱水施設の更新による荷重条件の変更や新設開口等による既存建築躯体への影響を確認すること。常時にかかる荷重に対して建築基準法に基づき許容応力度計算により安全性を確認し、必要に応じて補強設計及び補強工事を実施すること。」とありますが、参考図書の閲覧資料である番号24「脱水機棟設構造計算書」（電子データ名称 24.汚泥脱水機棟_構造計算書_建築工事）」にて補強検討を行うことによろしいでしょうか。また、本構造計算書は平成2年3月に作成されたものと思われませんが、汚泥脱水棟の竣工後から今日に至るまでに構造的な改造や補強等が行われている場合、竣工時より構造条件が変わっているおそれがある為、詳細な資料をご提示願います。	第1文はご理解のとおりです。 第2文は構造変更は行っておりません。	令和5年3月28日
129	要求水準書	50	II	5	5	(1)	一般事項	土木建築施設を工事する際に発生する建設残土は、場外自由処分での処理よろしいでしょうか。	建設残土は、再資源化施設に搬入するものとし、民間埋立処分地等への搬入は不可とします。	令和5年3月28日
130	要求水準書	34	II	2	2.6	3)、4)、5)		再利用水については「使用可能量」、工水については「供給能力」の記載がありますが、上水については「取合条件」はあるものの、使用量については制限はないとの理解でよろしいでしょうか。また、費用低減のために、再利用水、工水、上水の順番での使用を優先する必要があるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。	令和5年3月28日
131	要求水準書	40	II	3	3.1	7)	焼却灰貯留、搬出設備	2/27公表の質問回答の管理番号012にて、貯留、搬出設備に焼却灰が投入する前段階で、粉塵が飛散しない対策を行った場合、防塵室は設けなくてよいとのご回答があります。 一方で要求水準書P50（ウ）屋内収容設備について焼却灰搬出設備は土木・建築構造物内に収容するプラント設備に該当することから、防塵室を設置しない場合は、その条件である「粉塵が飛散しない」ことが満足できない場合は、要求水準書未達になるとの理解で宜しいでしょうか。 なお、加湿、局部集塵等の場合は、100%粉塵が飛散防止ができないことから防塵室が必要との認識しているため、100%飛散防止ができる対策が必要との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。	令和5年3月28日

管理番号	資料名	頁	章	節	細節	項目	項目名	質問	回答	回答日
132	要求水準書	40	II	3	3.1	7)	(イ) 焼却灰貯留、搬出設備 (イ)有効容量	提案内容によっては、炉内に焼結防止剤等を投入する場合があります。灰発生量が大幅に増加する可能性があります。発生する焼却灰の全量を対象とした貯留量と考えて宜しいでしょうか。 年末年始のフェニックスへ搬出ができない期間は7日（12月29日～1月4日）となっておりますが、排出できない期間の焼却灰は、今回設置する焼却灰貯留設備で貯留するものと考えて宜しいでしょうか。	管理番号090を参照願います。	令和5年3月28日
133	実施方針等に関する質問又は意見に対する回答						管理番号 038	【実施方針及び要求水準書（案）に対する質問回答の確認】 「本事業で設置した機械・電気設備について、劣化部品・消耗部品の取替えを含む定期的な点検整備を行い、適正かつ安全な運転状態を維持できるようにする」とありますが、特殊治具・特殊品を必要としない調整・交換作業は、本事業の範囲外との理解でよろしいでしょうか。本事業の範囲外と考える作業例) 油脂類の補給、パッキン類の交換、Vベルトの張り調整・交換、ベルトコンベアのキャリア・リターンローラの調整・交換、圧力計・電流計等の交換、各種計測器類の校正、各種ボルト等の増し締めなど。と前回質問しております。 上記の質問に対して「日常の点検で行う必要のある調整や校正、フィルター交換や注油等は本事業の範囲外としますが、特殊治具・特殊品を必要とする調整・交換作業や、年点検程度の頻度で交換や調整が必要なものはすべて本事業の範囲とします。」とご回答いただいておりますが、変更ありませんでしょうか？	要求水準書等以外に関する質問には回答できません。	令和5年3月28日
134	実施方針等に関する質問又は意見に対する回答						管理番号 042	【実施方針及び要求水準書（案）に対する質問回答の確認】 焼却炉施設及び脱水施設の年間稼働率は85%とあり、これを年間稼働日数にすると約310日になります。他方、55頁、Ⅲ点検整備業務に関する事項、1.業務内容では、「施設停止期間は、年間60日を上限」とあり、上段の年間稼働日数と比較すると5日間の差異が生じています。受注者が点検整備業務に伴う停止期間を60日と提案した場合、年間稼働率85%を達成できなくとも、実施方針別紙5 (1) 契約金額の減額措置 (27頁) のケース1には該当しないとの認識で宜しいでしょうか。と前回質問しております。 上記の質問に対して「ご理解のとおりです。」とご回答いただいておりますが、変更ありませんでしょうか？	要求水準書等以外に関する質問には回答できません。	令和5年3月28日
135	実施方針等に関する質問又は意見に対する回答						管理番号 043	【実施方針及び要求水準書（案）に対する質問回答の確認】 焼却炉施設及び脱水施設の年間稼働率は85%とあり、これを年間稼働日数にすると約310日になります。他方、55頁、Ⅲ点検整備業務に関する事項、1.業務内容では、「施設停止期間は、年間60日を上限」とあり、上段の年間稼働日数と比較すると5日間の差異が生じています。ここで言う年間稼働率 (85%) は、設備設計および点検整備計画の策定に用いる数値であり、施設停止期間 (年間60日を上限) とは切り離して考えることができるとの理解でよろしいでしょうか、と前回質問しております。 上記の質問に対して「ご理解のとおりです。」とご回答いただいておりますが、変更ありませんでしょうか？	要求水準書等以外に関する質問には回答できません。	令和5年3月28日
136	実施方針等に関する質問又は意見に対する回答						管理番号 044	【実施方針及び要求水準書（案）に対する質問回答の確認】 「2号焼却炉施設の点検整備業務に伴う施設停止期間は、年間60日を上限とすること」との記載がありますが、突発的に生じた故障等により、臨時的な作業を行うための停止も含まれるとの理解でよろしいでしょうか。また、発注者側の都合による停止 (停電作業や運用の都合上による号機切り替えによる停止、補修 (受注者の責によらないもの) 等) については含まない理解で宜しいでしょうか、と前回質問しております。 上記の質問に対して「第1文、第2文ともにご理解のとおりです。」とご回答いただいておりますが、変更ありませんでしょうか？	要求水準書等以外に関する質問には回答できません。	令和5年3月28日

管理番号	資料名	頁	章	節	細節	項目	項目名	質問	回答	回答日
137	実施方針等に関する質問又は意見に対する回答						管理番号 045	<p>【実施方針及び要求水準書（案）に対する質問回答の確認】</p> <p>「2号焼却炉施設の点検整備業務に伴う施設停止期間は、年間60日を上限とすること」との記載がありますが、「停止期間」とは点検整備業務に係る作業可能期間であり、焼却炉施設の内部点検等を実施するための冷却期間や点検整備後の立ち上げ期間は含まれないとの理解でよろしいでしょうか。と前回質問しております。</p> <p>上記の質問に対して「点検整備を実施するための冷却期間や立ち上げ期間のすべての作業期間を含みます。」とご回答いただいておりますが、変更ありませんでしょうか？</p>	要求水準書等以外に関する質問には回答できません。	令和5年3月28日
138	実施方針等に関する質問又は意見に対する回答						管理番号 046	<p>【実施方針及び要求水準書（案）に対する質問回答の確認】</p> <p>「突発的に生じた設備等の故障、（中略）発注者の求めに応じて、対象設備の臨時的な点検整備の作業を実施すること。」とありますが、故障等の原因が受注者の帰責事由に依らない場合、臨時的な点検整備に係る費用について別途協議いただけるとの理解で宜しいでしょうか。と前回質問しております。</p> <p>上記の質問に対して「ご理解のとおりです。」とご回答いただいておりますが、変更ありませんでしょうか？</p>	要求水準書等以外に関する質問には回答できません。	令和5年3月28日
139	実施方針等に関する質問又は意見に対する回答						管理番号 048	<p>【実施方針及び要求水準書（案）に対する質問回答の確認】</p> <p>「業務期間中に不具合の発見及び連絡を受けた場合は、速やかに原因の調査を行い・・・」とあります。受注者は現場に点検整備期間以外には常駐しないため、不具合の原因や帰責者の特定に時間を要することが想定されます。従って、日報・月報（帳票データや処理状況、機器別の運転時間が記載されたもの）や日常点検等の結果などの資料を適宜開示いただけるとの理解で宜しいでしょうか。また、不具合の原因や帰責者の特定が困難な場合、その費用負担、対応方法等について協議いただけるとの理解で宜しいでしょうか。と前回質問しております。</p> <p>上記の質問に対して「第1文、第2文ともにご理解のとおりです。」とご回答いただいておりますが、変更ありませんでしょうか？</p>	要求水準書等以外に関する質問には回答できません。	令和5年3月28日
140	実施方針等に関する質問又は意見に対する回答						管理番号 050	<p>【実施方針及び要求水準書（案）に対する質問回答の確認】</p> <p>この項目で示されている電気設備点検業務については、脱水施設および汚泥貯留施設の電気設備は別途工事（本事業の対象外）となるため、汚泥焼却施設のみ該当するとの理解でよろしいでしょうか。「①連絡受付」「②初期対応」「③復旧作業」も汚泥焼却施設のみ該当するとの認識です。と前回質問しております。</p> <p>上記の質問に対して「ご理解のとおりです。」とご回答いただいておりますが、変更ありませんでしょうか？</p>	要求水準書等以外に関する質問には回答できません。	令和5年3月28日
141	実施方針等に関する質問又は意見に対する回答						管理番号 051	<p>【実施方針及び要求水準書（案）に対する質問回答の確認】</p> <p>「障害発生に対する連絡受付は、平日、休日を問わず24時間受け付けるものとする」とありますが、当該項目は、2.1.2電気設備点検整備業務に付随する項目であり、2.1.1機械設備点検整備業務は対象外との理解で宜しいでしょうか。（「②初期対応」「③復旧作業」も同様の認識です。）と前回質問しております。</p> <p>上記の質問に対して「ご理解のとおりです。」とご回答いただいておりますが、変更ありませんでしょうか？</p>	要求水準書等以外に関する質問には回答できません。	令和5年3月28日
142	実施方針等に関する質問又は意見に対する回答						管理番号 052	<p>【実施方針及び要求水準書（案）に対する質問回答の確認】</p> <p>「障害」とありますが、「突発的に生じた設備等の故障」と同義との理解で宜しいでしょうか。と前回質問しております。</p> <p>上記の質問に対して「2.1.2 電気設備点検整備業務」に記載の「障害」とは、「突発的に生じた設備等の故障、不良など設備の機能維持や保全の面から早急に対応が必要な事象」のことです。」とご回答いただいておりますが、変更ありませんでしょうか？</p>	要求水準書等以外に関する質問には回答できません。	令和5年3月28日

管理番号	資料名	頁	章	節	細節	項目	項目名	質問	回答	回答日
143	実施方針等に関する質問又は意見に対する回答						管理番号 053	【実施方針及び要求水準書（案）に対する質問回答の確認】 予備品とありますが、受注者が調達するユーティリティ等とは別に、焼却炉施設における電気設備の部品等を貴府にて用意されるものとの理解で宜しいでしょうか。と前回質問しております。 上記の質問に対して「ご理解の通りです。」とご回答いただいておりますが、変更ありませんでしょうか？	要求水準書等以外に関する質問には回答できません。	令和5年3月28日
144	実施方針等に関する質問又は意見に対する回答						管理番号 054	【実施方針及び要求水準書（案）に対する質問回答の確認】 3項目「障害発生品は修理後、発注者に納入すること」とありますが、障害発生品とはどのようなものか具体的にご教示下さい。リレーなどの消耗部品は、修理をした上で貴府に納めるのは困難と思われるので、同様のものを購入し、納めることも可能にさせていただきたくお願いいたします。と前回質問しております。 上記の質問に対して「第1文は「障害発生品」は既設の故障部品を示します。第2文は検討します。」とご回答いただいておりますが、変更ありませんでしょうか？	要求水準書等以外に関する質問には回答できません。	令和5年3月28日
145	実施方針等に関する質問又は意見に対する回答						管理番号 055	【実施方針及び要求水準書（案）に対する質問回答の確認】 4項目「受注者が調達した部品等を使用して復旧した場合、障害発生品を修理した上で、受注者が調達した部品等と交換し、復旧すること。」とありますが、ここで言う「部品」と「障害発生品」とは具体的にどのような物かご教示願います。と前回質問しております。 上記の質問に対して「「部品」は復旧用の代替品を示します。「障害発生品」は既設の故障部品を示します。」とご回答いただいておりますが、変更ありませんでしょうか？	要求水準書等以外に関する質問には回答できません。	令和5年3月28日
146	実施方針等に関する質問又は意見に対する回答						管理番号 056	【実施方針及び要求水準書（案）に対する質問回答の確認】 4項目「受注者が調達した部品等を使用して復旧した場合、障害発生品を修理した上で、受注者が調達した部品等と交換し、復旧すること。」とありますが、受注者が調達した新品の部品で復旧した後、故障・不具合が生じた部品等を修理し、再度、修理した部品等に交換するとの意味合いでしょうか。その場合、以下3点の懸念が生じますので、「障害発生品を修理した上で、受注者が調達した部品等と交換し」の部分をご検討いただきたくお願いいたします。・部品の交換作業の頻度が2倍になり、業務量・費用の増加・障害発生品の修理に要する業務量・費用の増加・復旧に使用した部品は中古品になるため、他の補修に流用しにくくなることともに、保管場所の確保が困難になります。と前回質問しております。 上記の質問に対して「第1文はご理解のとおりです。第2文は検討します。」とご回答いただいておりますが、変更ありませんでしょうか？	要求水準書等以外に関する質問には回答できません。	令和5年3月28日
147	実施方針等に関する質問又は意見に対する回答						管理番号 057	【実施方針及び要求水準書（案）に対する質問回答の確認】 5項目「障害発生品の修理が不可能な場合は、受注者が調達した部品等により復旧するもの」とありますが、障害発生品の修理が不可能な部品等を、貴府が予備品として保管している場合はそれを使用することができ、新品を貴府に納めることも可能との理解で宜しいでしょうか。また、「障害発生品の修理が不可能な場合」とは、部品等の生産中止やメーカー等の在庫不足により、修理が不可能な場合も該当し、その場合は代替品での復旧も認めていただけるとの理解で宜しいでしょうか。と前回質問しております。 上記の質問に対して「第1文、第2文ともにご理解のとおりです。」とご回答いただいておりますが、変更ありませんでしょうか？	要求水準書等以外に関する質問には回答できません。	令和5年3月28日

管理番号	資料名	頁	章	節	細節	項目	項目名	質問	回答	回答日
148	実施方針等に関する質問又は意見に対する回答						管理番号 058	<p>【実施方針及び要求水準書（案）に対する質問回答の確認】</p> <p>④発注者が行う予算管理事務への協力とは具体的にどのような業務でしょうか。と前回質問しております。</p> <p>上記の質問に対して「発注者が別途発注する補修工事や物品購入等の予算管理業務への協力になります。」とご回答いただいておりますが、変更ありませんでしょうか？</p>	要求水準書等以外に関する質問には回答できません。	令和5年3月28日
149	実施方針等に関する質問又は意見に対する回答						管理番号 059	<p>【実施方針及び要求水準書（案）に対する質問回答の確認】</p> <p>廃棄物等の処分は貴府にて行う（本事業の対象外）との理解で宜しいでしょうか。と前回質問しております。</p> <p>上記の質問に対して「ご理解のとおりです。」とご回答いただいておりますが、変更ありませんでしょうか？</p>	要求水準書等以外に関する質問には回答できません。	令和5年3月28日
150	実施方針等に関する質問又は意見に対する回答						管理番号 062	<p>【実施方針及び要求水準書（案）に対する質問回答の確認】</p> <p>「～AMDBにより算出された健全度により判断することとし～」との記載がありますが、契約期間終了時の健全度算出は、公平を期するため、貴府および受注者以外の第三者（日本下水道事業団等）によって行われるとの理解でよろしいでしょうか。また、健全度の結果について、貴府と受注者の双方が合意した上で必要な措置を講じる必要があるため、健全度の評価に用いた点検記録や診断結果などの詳細情報は、受注者にも開示いただけたとの理解で宜しいでしょうか。と前回質問しております。</p> <p>上記の質問に対して「第1文は、本府の点検結果に基づき、日本下水道事業団の開発したシステムにより算出されます。第2文はご理解のとおりです。」とご回答いただいておりますが、変更ありませんでしょうか？</p>	要求水準書等以外に関する質問には回答できません。	令和5年3月28日
151	実施方針等に関する質問又は意見に対する回答						管理番号 064	<p>【実施方針及び要求水準書（案）に対する質問回答の確認】</p> <p>「※一般的な経年劣化のみでそれを超えた劣化や部品故障等については補修がなされた状態」とあります。AMDBでは、経過時間による健全度低下の要因が大きく、設備機器の機能に劣化等が認められない場合でも健全度3.5以下になることが想定され、また、経過時間による健全度は、設置からの経過年数で自動的に低下していくため、補修等では回復することができません。従って、健全度は経過時間の要素を除外して評価いただくようお願いいたします。と前回質問しております。</p> <p>上記の質問に対して「「一般的な経年劣化のみでそれを超えた劣化や部品故障等については補修がなされた状態」とは経過時間による健全度低下のみであり、設備機器の機能に劣化等が認められない場合を指すため、経過時間の要素は除外しません。」とご回答いただいておりますが、変更ありませんでしょうか？</p>	要求水準書等以外に関する質問には回答できません。	令和5年3月28日
152	実施方針等に関する質問又は意見に対する回答						管理番号 065	<p>【実施方針及び要求水準書（案）に対する質問回答の確認】</p> <p>2) 「本来あるべき健全度から著しく健全度が低いと発注者が判断した設備については、発注者は受注者に改善措置を求めることができることとし、（中略）改善措置を実施しなければならない」とあります。受注者は改善措置を求められた場合、改善措置の要否や改善方法・内容について、発注者と協議できるとの理解で宜しいでしょうか。また、受注者の責ではなく、運転管理による過失等により、本来あるべき健全度から著しく低い状態になった場合は、改善措置に係る費用等について協議いただけたとの理解で宜しいでしょうか。と前回質問しております。</p> <p>上記の質問に対して「第1文、第2文ともご理解のとおりです。」とご回答いただいておりますが、変更ありませんでしょうか？</p>	要求水準書等以外に関する質問には回答できません。	令和5年3月28日

管理番号	資料名	頁	章	節	細節	項目	項目名	質問	回答	回答日
153	実施方針等に関する質問又は意見に対する回答						管理番号 066	<p>【実施方針及び要求水準書（案）に対する質問回答の確認】</p> <p>3)「～業務期間終了時に確保すべき健全度を達成するための点検整備・補修計画書を作成したうえで、発注者及び受注者双方協議を行い、点検整備・補修内容等について決定するものとする。なお、受注者は、令和19年12月末までにこの決定事項を完了しなければならない」とありますが、別紙1にて受注者の責により発生した補修以外の機械設備補修業務は本事業の対象外（別途発注）となるため、対象外の補修の完了については令和19年12月末ではなく、別途協議のうえ、決定できるとの理解で宜しいでしょうか。また、受注者の責により発生した補修については令和19年12月末に完了しなければならないとの理解で宜しいでしょうか。と前回質問しております。</p> <p>上記の質問に対して「第1文、第2文ともにご理解のとおりです。」とご回答いただいておりますが、変更ありませんでしょうか？</p>	要求水準書等以外に関する質問には回答できません。	令和5年3月28日
154	実施方針等に関する質問又は意見に対する回答						管理番号 067	<p>【実施方針及び要求水準書（案）に対する質問回答の確認】</p> <p>3)「～業務期間終了時に確保すべき健全度を達成するための点検整備・補修計画書を作成したうえで、発注者及び受注者双方協議を行い、点検整備・補修内容等について決定するものとする。なお、受注者は、令和19年12月末までにこの決定事項を完了しなければならない」とありますが、別紙1にて受注者の責により発生した補修以外の機械設備補修業務は本事業の対象外（別途発注）となるため、対象外の補修の完了については令和19年12月末ではなく、別途協議のうえ、決定できるとの理解で宜しいでしょうか。また、受注者の責により発生した補修については令和19年12月末に完了しなければならないとの理解で宜しいでしょうか。と前回質問しております。</p> <p>上記の質問に対して「受注者の責による補修は事業対象であり、ケース2に該当します。それ以外の責による補修については、ご理解のとおりです。」とご回答いただいておりますが、変更ありませんでしょうか？</p>	要求水準書等以外に関する質問には回答できません。	令和5年3月28日
155	実施方針等に関する質問又は意見に対する回答						管理番号 069	<p>【実施方針及び要求水準書（案）に対する質問回答の確認】</p> <p>点検整備業務における保全管理業務のうち、No.14機械設備点検整備及びNo.15電気設備点検整備（焼却炉施設）は、本事業の対象となっておりますが、受注者は点検整備期間以外は現場に常駐しないことから、特殊治具・特殊品を必要としない調整・交換作業は本事業の対象外であると考えます。事業範囲をより明確にさせていただくため、入札公告時に詳細かつ具体的な業務区分表をお示しいただきたくお願いいたします。と前回質問しております。</p> <p>上記の質問に対して「管理番号038を参照願います。（日常の点検で行う必要のある調整や校正、フィルター交換や注油等は本事業の範囲外としますが、特殊治具・特殊品を必要とする調整・交換作業や、年点検程度の頻度で交換や調整が必要なものはすべて本事業の範囲とします。）」とご回答いただいておりますが、変更ありませんでしょうか？</p>	要求水準書等以外に関する質問には回答できません。	令和5年3月28日

管理番号	資料名	頁	章	節	細節	項目	項目名	質問	回答	回答日
156	実施方針等に関する質問又は意見に対する回答						管理番号 076	<p>【実施方針及び要求水準書（案）に対する質問回答の確認】 No. 19機械設備補修業務、No. 20電気設備補修業務については本事業の対象外となっておりますが、点検整備と補修の明確な区分けが困難であり、事業者によって考え方に違いが出る可能性があるため、下記についてご確認させてください。 ・点検整備によって発見された設備の不具合等により修繕が必要と判断された場合は「補修」との理解でよろしいでしょうか。 と前回質問しております。 上記の質問に対して「管理番号010を参照願います。 （消耗品の交換・点検整備に伴う計画的な部品交換は点検整備業務の範囲とします。点検整備を実施しているにもかかわらず発生した故障・破損に対して実施する部品交換は補修業務とします。点検整備の不備等、受注者の責により発生した補修業務は、本事業の対象となります。その他の理由により、必要となる設備の補修業務は別途契約となります。）」とご回答いただいておりますが、変更ありませんでしょうか？</p>	要求水準書等以外に関する質問には回答できません。	令和5年3月28日
157	実施方針等に関する質問又は意見に対する回答						管理番号 077	<p>【実施方針及び要求水準書（案）に対する質問回答の確認】 No. 19機械設備補修業務、No. 20電気設備補修業務については本事業の対象外となっておりますが、点検整備と補修の明確な区分けが困難であり、事業者によって考え方に違い出る可能性があるため、下記についてご確認させてください。 ・突発的に発生した不具合や計画外の修繕については「補修」との理解でよろしいでしょうか。 と前回質問しております。 上記の質問に対して「管理番号010を参照願います。」とご回答いただいておりますが、変更ありませんでしょうか？</p>	要求水準書等以外に関する質問には回答できません。	令和5年3月28日
158	実施方針等に関する質問又は意見に対する回答						管理番号 098	<p>【実施方針及び要求水準書（案）に対する質問回答の確認】 「基礎は、基礎床版および基礎杭を範囲とし、その工種区分 について、建築物は建築区分、建築物以外は土木区分とする。」とありますが、建築物は、地上部及び地下部に限らず、建築基準法に基づく構造設計（構造計算）にて設計を行なうことでよろしいでしょうか。また、プラント設備機械基礎についても、建築物と同様に建築区分として構造設計（構造計算）するものとの理解でよろしいでしょうか。ご教示願います。 と前回質問しております。 上記の質問に対して「建築物は地上部及び地下部に限らず建築基準法に基づく構造設計にて設計とします。プラント設備機械基礎については土木設計となります。ただし、設備架台の高さが8mを超える場合は工作物申請の対象となるため、詳細設計時には基礎構造も含めて茨木市都市整備部審査指導課と協議する必要があります。」とご回答いただいておりますが、変更ありませんでしょうか？</p>	要求水準書等以外に関する質問には回答できません。	令和5年3月28日
159	実施方針等に関する質問又は意見に対する回答						管理番号 122	<p>【実施方針及び要求水準書（案）に対する質問回答の確認】 本事業は、運転管理が事業対象外であり、運転不具合等により処理性能未達となる場合も多く考えられます。その帰責の証明・判断は難しく、本事業で事業者にとって過度な負担となる事が懸念されます。具体的な判断について、ご教示願います。と前回質問しております。 上記の質問に対して「受注者の提示する取扱説明書のと通りの運転を行った上で起こった処理性能未達については、減額措置の対象とします。」とご回答いただいておりますが、変更ありませんでしょうか？</p>	要求水準書等以外に関する質問には回答できません。	令和5年3月28日

管理番号	資料名	頁	章	節	細節	項目	項目名	質問	回答	回答日
160	実施方針等に関する質問又は意見に対する回答						管理番号 124	【実施方針及び要求水準書（案）に対する質問回答の確認】 脱水設備はP36 2.7.1 ②にて工事完了前に更新脱水機の試運転完了が条件となり、部分引き渡しとなると想定されます。その場合、点検整備業務期間の変更はないとの理解でよろしいでしょうか。と前回質問しております。 上記の質問に対して「管理番号025を参照願います。」とご回答いただいておりますが、変更ありませんでしょうか？	要求水準書等以外に関する質問には回答できません。	令和5年3月28日
161	実施方針等に関する質問又は意見に対する回答						管理番号 137	【実施方針及び要求水準書（案）に対する質問回答の確認】 試運転調整時については、実負荷試験等は連続試験となるため該当しないという理解で宜しいでしょうか。と前回質問しております。 上記の質問に対して「総合試運転調整については対象外とします。」とご回答いただいておりますが、変更ありませんでしょうか？ 上記の質問に対して「管理番号025を参照願います。」とご回答いただいておりますが、	要求水準書等以外に関する質問には回答できません。	令和5年3月28日
162	実施方針等に関する質問又は意見に対する回答						管理番号 139	【実施方針及び要求水準書（案）に対する質問回答の確認】 ⑧試運転報告書及び性能試験報告書：各試験完了時 となっておりますが、試運転完了後の分析結果入手まで1か月強の時間を有するため、分析結果入手まで各試験完了時と解釈して宜しいでしょうか。と前回質問しております。 上記の質問に対して「ご理解のとおりです。」とご回答いただいておりますが、変更ありませんでしょうか？	要求水準書等以外に関する質問には回答できません。	令和5年3月28日
163	実施方針等に関する質問又は意見に対する回答						管理番号 140	【実施方針及び要求水準書（案）に対する質問回答の確認】 既設1号焼却炉定量フィーダの投入部改造等について本事業にて対応致しますが、停止可能期間についてご教示ください。 と前回質問しております。 上記の質問に対して「既設1号焼却炉の停止可能期間は約2か月間です。」とご回答いただいておりますが、変更ありませんでしょうか？	要求水準書等以外に関する質問には回答できません。	令和5年3月28日
164	実施方針等に関する質問又は意見に対する回答						管理番号 141	【実施方針及び要求水準書（案）に対する質問回答の確認】 「設置する脱水機で処理された脱水ケーキは～及び既設の脱水ケーキ圧送配管に接続すること。」とありますが、新旧脱水機をコンベヤで融通できるようにして、新旧いずれの汚泥配管にも移送する等、「ケーキ圧送配管に接続」が必ずしも配管による接続である必要はないとの理解でよろしいでしょうか。と前回質問しております。 上記の質問に対して「各焼却炉施設及び汚泥貯留施設への脱水ケーキの供給が可能となるように切替が可能であれば、必ずしも配管による接続である必要はありません。」とご回答いただいておりますが、変更ありませんでしょうか？	要求水準書等以外に関する質問には回答できません。	令和5年3月28日
165	実施方針等に関する質問又は意見に対する回答						管理番号 144	【実施方針及び要求水準書（案）に対する質問回答の確認】 本事業にて使用する水量が脱水機棟処理水槽の既設供給設備からの給水で足りない場合、乾燥機棟処理水槽に新たな給水設備の設置が必要との理解でよろしいでしょうか？ と前回質問しております。 上記の質問に対して「ご理解のとおりです。」とご回答いただいておりますが、変更ありませんでしょうか？	要求水準書等以外に関する質問には回答できません。	令和5年3月28日
166	実施方針等に関する質問又は意見に対する回答						管理番号 145	【実施方針及び要求水準書（案）に対する質問回答の確認】 表 II-21 排水取り合い条件内の項目「排水水質」について、「下水道への排水基準を超過しないこと」とありますが、排煙処理に使用する水量節約のため排水温度は対象外としていただけますでしょうか。と前回質問しております。 上記の質問に対して「排水温度は対象外とします。」とご回答いただいておりますが、変更ありませんでしょうか？	要求水準書等以外に関する質問には回答できません。	令和5年3月28日

管理番号	資料名	頁	章	節	細節	項目	項目名	質問	回答	回答日
167	実施方針等に関する質問又は意見に対する回答						管理番号 148	<p>【実施方針及び要求水準書（案）に対する質問回答の確認】 P42 6)外部汚泥受入貯留設備 ii. ③にて「発生した臭気を収集し、既設脱臭ダクトに接続すること。」とあります。一方でP35 9) 脱臭に関する条件 ①にて「本事業において新たに発生する臭気は、脱水機棟内の既存脱臭ダクトに接続とする。ただし、外部汚泥受入施設で発生する臭気は、1号焼却炉の脱臭ダクトにも接続とする」とあります。既設脱臭ダクトにのみ接続すると考えてよろしいでしょうか。と前回質問しております。 上記の質問に対して「ご理解のとおりです。」とご回答いただいておりますが、変更ありませんでしょうか？</p>	要求水準書等以外に関する質問には回答できません。	令和5年3月28日
168	実施方針等に関する質問又は意見に対する回答						管理番号 150	<p>【実施方針及び要求水準書（案）に対する質問回答の確認】 「2号焼却炉施設の供用開始までは、常時2か所から～」と記載がございますが、本事業における汚泥貯留設備運用開始までは既設設備を含めて2か所の外部搬出を確保すればよろしいでしょうか。と前回質問しております。 上記の質問に対して「ご理解のとおりです。」とご回答いただいておりますが、変更ありませんでしょうか？</p>	要求水準書等以外に関する質問には回答できません。	令和5年3月28日
169	実施方針等に関する質問又は意見に対する回答						管理番号 151	<p>【実施方針及び要求水準書（案）に対する質問回答の確認】 汚泥貯留設備の工事期間中もトラックスケールが使用できる状況を確認する必要があると理解しております。しかし、工事安全性の確保のため下記をご教示いただけませんかでしょうか。事業敷地外への移設は可能でしょうか。①が不可の場合、仮設トラックスケールを設置し代替できるとの理解でよろしいでしょうか。（設置場所は協議いただけますでしょうか。） と前回質問しております。 上記の質問に対して「事業敷地外への移設は可能ですが、移設場所については、受注後に発注者と協議するものとします。」とご回答いただいておりますが、変更ありませんでしょうか？</p>	要求水準書等以外に関する質問には回答できません。	令和5年3月28日
170	実施方針等に関する質問又は意見に対する回答						管理番号 154	<p>【実施方針及び要求水準書（案）に対する質問回答の確認】 将来のしき・沈砂に関連する貯留設備・搬送設備は本事業範囲外との理解でよろしいでしょうか。と前回質問しております。 上記の質問に対して「ご理解のとおりです。」とご回答いただいておりますが、変更ありませんでしょうか？</p>	要求水準書等以外に関する質問には回答できません。	令和5年3月28日
171	実施方針等に関する質問又は意見に対する回答						管理番号 156	<p>【実施方針及び要求水準書（案）に対する質問回答の確認】 脱臭設備を設計するための臭気成分の提供をお願い致します。と前回質問しております。 上記の質問に対して 「以下のとおりとします。 硫化水素：30 ppm メチルメルカプタン：3 ppm 硫化メチル：0.4 ppm 二硫化メチル：0.4 ppm アンモニア：2 ppm 臭気濃度：100,000 ppm」とご回答いただいておりますが、変更ありませんでしょうか？</p>	要求水準書等以外に関する質問には回答できません。	令和5年3月28日
172	実施方針等に関する質問又は意見に対する回答						管理番号 157	<p>【実施方針及び要求水準書（案）に対する質問回答の確認】 既設1号焼却炉の機械設備・電気設備の改造が必要になると推察致します。上記については、貴府にて各メーカーに別途発注頂けるという理解で宜しいでしょうか。（脱臭配管接続に伴う既設制御の改造等）。と前回質問しております。 上記の質問に対して「ご理解のとおりです。」とご回答いただいておりますが、変更ありませんでしょうか？</p>	要求水準書等以外に関する質問には回答できません。	令和5年3月28日

管理番号	資料名	頁	章	節	細節	項目	項目名	質問	回答	回答日
173	実施方針等に関する質問又は意見に対する回答						管理番号 163	<p>【実施方針及び要求水準書（案）に対する質問回答の確認】 「汚泥の腐敗による性状悪化を避けるため、貯留施設内で汚泥が長期間滞留することがないように受入・排出ができる構造」とは、貯留された汚泥が入れ換わる構造（デッドスペースが生じない構造）との理解で宜しいでしょうか。 と前回質問しております。 上記の質問に対して「ご理解のとおりです。」とご回答いただいておりますが、変更ありませんでしょうか？</p>	要求水準書等以外に関する質問には回答できません。	令和5年3月28日
174	実施方針等に関する質問又は意見に対する回答						管理番号 164	<p>【実施方針及び要求水準書（案）に対する質問回答の確認】 「上位側の別途工事範囲は発注者にて設計（機能増設機器仕様書作成のみ）・施工を行う範囲である」と記載されていますが、「上位側」の範囲について、今回工事との責任分界点を確認したいため、明示いただけますでしょうか。と前回質問しております。 上記の質問に対して「既設配電盤類への改造・機能増設は別途工事範囲とします。それ以外は今回業務範囲とします。」とご回答いただいておりますが、変更ありませんでしょうか？</p>	要求水準書等以外に関する質問には回答できません。	令和5年3月28日
175	実施方針等に関する質問又は意見に対する回答						管理番号 168	<p>【実施方針及び要求水準書（案）に対する質問回答の確認】 既設設備同様に以下については設備の構造上、計量法に準じた設備とすることは難しいと考えます。対象外との理解で宜しいでしょうか。 ○汚泥の受入量・処理量○再利用水使用量、汚水排水量、汚水排水水率(水温等)と前回質問しております。 上記の質問に対して「ご理解のとおりです。」とご回答いただいておりますが、変更ありませんでしょうか？と前回質問しております。</p>	要求水準書等以外に関する質問には回答できません。	令和5年3月28日
176	実施方針等に関する質問又は意見に対する回答						管理番号 169	<p>【実施方針及び要求水準書（案）に対する質問回答の確認】 「撤去する既設杭は施工精度（偏心量、傾斜）、杭径を考慮した上で選定すること」とありますが、撤去不可の杭は存在しない・事業者任意で杭の撤去可否の選定を行えるとの理解でよろしいでしょうか。と前回質問しております。 上記の質問に対して「ご理解のとおりです。」とご回答いただいておりますが、変更ありませんでしょうか？</p>	要求水準書等以外に関する質問には回答できません。	令和5年3月28日
177	実施方針等に関する質問又は意見に対する回答						管理番号 170	<p>【実施方針及び要求水準書（案）に対する質問回答の確認】 「建築物は建築区分、建築物以外は土木区分」とありますが、例えば、基礎と一体となった建築物の場合は「下水道施設の耐震対策指針と解説」による「構造形の分類図」におけるV類とし（建築構造物）、また、床版の上に設備架構が取り付く場合、床版以深を土木区分、設備架構を建築区分（IV-2＝複合構造物）と解してよろしいですか。と前回質問しております。 上記の質問に対して「管理番号098を参照願います。 (建築物は地上部及び地下部に限らず建築基準法に基づく構造設計にて設計とします。プラント設備機械基礎については土木設計となります。ただし、設備架台の高さが8mを超える場合は工作物申請の対象となるため、詳細設計時には基礎構造も含めて茨木市都市整備部審査指導課と協議する必要があります。)」とご回答いただいておりますが、変更ありませんでしょうか？</p>	要求水準書等以外に関する質問には回答できません。	令和5年3月28日
178	実施方針等に関する質問又は意見に対する回答						管理番号 171	<p>【実施方針及び要求水準書（案）に対する質問回答の確認】 浸水想定等による計画地盤高の指定はありますか。と前回質問しております。 上記の質問に対して「特にありません。」とご回答いただいておりますが、変更ありませんでしょうか？</p>	要求水準書等以外に関する質問には回答できません。	令和5年3月28日

管理番号	資料名	頁	章	節	細節	項目	項目名	質問	回答	回答日
179	実施方針等に関する質問又は意見に対する回答						管理番号 173	【実施方針及び要求水準書（案）に対する質問回答の確認】 点検整備業務に伴い発生した廃棄物は、指定場所へ運搬仮置となっておりますが、この廃棄物の処分は本事業範囲外との理解でよろしいでしょうか。と前回質問しております。 上記の質問に対して「ご理解のとおりです。」とご回答いただいておりますが、変更ありませんでしょうか？	要求水準書等以外に関する質問には回答できません。	令和5年3月28日
180	実施方針等に関する質問又は意見に対する回答						管理番号 174	【実施方針及び要求水準書（案）に対する質問回答の確認】 「珪砂」と記載がございますが、定期修繕の時に必要な「珪砂」のみ対象との理解で宜しいでしょうか。と前回質問しております。 上記の質問に対して「ご理解のとおりです。」とご回答いただいておりますが、変更ありませんでしょうか？	要求水準書等以外に関する質問には回答できません。	令和5年3月28日
181	実施方針等に関する質問又は意見に対する回答						管理番号 176	【実施方針及び要求水準書（案）に対する質問回答の確認】 焼却炉施設と、その他の施設（新設脱水、既設脱水、汚泥貯留施設、新設外部汚泥受入・搬出設備、既設外部汚泥受入・搬出設備）の間で信号の授受があるのでしょうか。ある場合、信号ケーブルの施工の所掌区分を明示いただけますでしょうか。例えば、焼却施設の信号により脱水施設の機器をインターロック停止させる等の信号の授受について想定しております。 と前回質問しております。 上記の質問に対して「信号ケーブルの施工は本事業範囲とします。」とご回答いただいておりますが、変更ありませんでしょうか？	要求水準書等以外に関する質問には回答できません。	令和5年3月28日
182	実施方針等に関する質問又は意見に対する回答						管理番号 178	【実施方針及び要求水準書（案）に対する質問回答の確認】 処理フロー記載の配管の分岐・接続箇所などは参考と考え、処理フロー通りでなくとも問題ないとの理解でよろしいでしょうか。 と前回質問しております。 上記の質問に対して「ご理解のとおりです。」とご回答いただいておりますが、変更ありませんでしょうか？	要求水準書等以外に関する質問には回答できません。	令和5年3月28日
183	実施方針等に関する質問又は意見に対する回答						管理番号 180	【実施方針及び要求水準書（案）に対する質問回答の確認】 ※「外部汚泥受入貯留設備および外部受入移送設備を、外部汚泥受入施設内に設置する場合は、撤去・更新とする。」とありますが、例えば焼却設備内、貯留設備に設置または貴府指定の場所に設置する場合には撤去不要という理解で宜しいでしょうか。 と前回質問しております。 上記の質問に対して「既設外部汚泥受入施設以外の場所に設置する場合は撤去不要です。」とご回答いただいておりますが、変更ありませんでしょうか？	要求水準書等以外に関する質問には回答できません。	令和5年3月28日
184	実施方針等に関する質問又は意見に対する回答						管理番号 182	【実施方針及び要求水準書（案）に対する質問回答の確認】 2号焼却炉電気室の南側（2号焼却炉建設予定地）に電気用のハンドホールがありますが、床板内に埋設ケーブルがある場合、本工事着工前に別途工事にてケーブルの迂回工事が完了しているとの認識でよろしいでしょうか。 と前回質問しております。 上記の質問に対して「ケーブルの迂回は本事業範囲とします。」とご回答いただいておりますが、変更ありませんでしょうか？	要求水準書等以外に関する質問には回答できません。	令和5年3月28日
185	要求水準書	12	II	1	1.4		処理対象汚泥	・汚泥採取 リン焼結対策を行うため、脱水汚泥中の無機成分分析（蛍光X線分析など）のための脱水汚泥のサンプリングを希望いたします。 また、脱水性状の確認（テーブルテスト）のため濃縮汚泥のサンプリングも希望いたします。 採取量：脱水汚泥2kg、濃縮汚泥10L 採取時期：1回目の採取と2か月後採取 計2回 汚泥採取にあたり申請方法等についてご教授願います。	受注後に発注者と協議するものとします。	令和5年3月28日

管理番号	資料名	頁	章	節	細節	項目	項目名	質問	回答	回答日
186	要求水準書	56	Ⅲ	2			点検整備業務の要求水準	事業者が提案するシステムによって、使用する薬品量、種類が増加し、立会業務等が増加した場合においても大阪府殿もしくは維持管理者殿にて対応して頂くという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。	令和5年3月28日
187	実施方針等に関する質問又は意見に対する回答						管理番号 027	<p>【実施方針及び要求水準書（案）に対する質問回答の確認】</p> <p>「発注者と受注者で合意した各年度固定費を支払う」とあります。これは、点検整備業務の業務実施計画書で定めた内容・頻度等と、実際に実施した点検整備の内容・頻度等が異なった場合でも、受注者が入札時に提示した金額に基づき、各年度固定額をお支払いいただけるとの理解で宜しいでしょうか。（受注者の企業努力等により、点検整備の内容・頻度等を削減できた場合は受注者のインセンティブとし、逆に、受注者の責により、内容・頻度等が増加した場合は、受注者のリスクと考えます。）と前回質問しております。上記の質問に対して「ご理解のとおりです。点検整備業務の業務実施計画書で定めた内容・頻度等に変更が生じた場合は、業務実施計画書の変更をお願いします。」とご回答いただいておりますが、変更ありませんでしょうか？</p>	要求水準書等以外に関する質問には回答できません。	令和5年3月28日
188	実施方針等に関する質問又は意見に対する回答						管理番号 117	<p>【実施方針及び要求水準書（案）に対する質問回答の確認】</p> <p>「発注者と受注者で合意した各年度固定費を支払う」とあります。これは、点検整備業務の業務実施計画書で定めた内容・頻度等と、実際に実施した点検整備の内容・頻度等が異なった場合でも、受注者が入札時に提示した金額に基づき、各年度固定額をお支払いいただけるとの理解で宜しいでしょうか。（受注者の企業努力等により、点検整備の内容・頻度等を削減できた場合は受注者のインセンティブとし、逆に、受注者の責により、内容・頻度等が増加した場合は、受注者のリスクと考えます。）と前回質問しております。上記の質問に対して「ご理解のとおりです。点検整備業務の業務実施計画書で定めた内容・頻度等に変更が生じた場合は、業務実施計画書の変更をお願いします。」とご回答いただいておりますが、変更ありませんでしょうか？</p>	要求水準書等以外に関する質問には回答できません。	令和5年3月28日
189	要求水準書	37	Ⅱ	2	2.7		既存施設の撤去・改築等に関する条件	<p>「本事業の実施において支障となる既存の土木建築施設、機械・電気設備等の撤去、並びに躯体補強や支障移設、仮設を含む必要な改築等は、すべて受注者の責任と費用により行うものとし、既存施設の運転管理に支障が無いように、発注者及び運転管理者と調整の上、実施するものとする。」とあります。</p> <p>現状を把握する為に、資料閲覧申込書において、既設FEP管（添付配線ルート図参照）・既設埋設配管、電線（添付添付 屋外管路ルート図参照）について資料閲覧の申込をいたしました。が、「過去から都度改築されており、現状を把握する図書等が整理されていないため。」閲覧が出来ませんでした。</p> <p>施工開始前の調査は受注者側にて実施しますが、既設エリアの埋設配線及びマンホール間の移設等が必要となった場合は貴庁にてご対応いただけるものと考えてよろしいでしょうか。</p>	要求水準書P. 37に記載のとおり、既設エリアの埋設配線及びマンホール間の移設等が必要となった場合は、すべて受注者の責任と費用により対応してください。	令和5年4月12日